

官報

号外

平成十七年三月十五日

○第百六十二回 衆議院會議録 第十一号

平成十七年三月十五日(火曜日)

議事日程 第五号

平成十七年三月十五日

午後一時開議

第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十一回国会、仙谷由人君外十六名提出)

第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十一回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

永年在職の議員森山眞弓君、堀内光雄君及び青山丘君に対し、院議をもつて功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十一回国会、仙谷由人君外十六名提出)
日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十一回国会、内閣提出)

平成十七年三月十五日 衆議院會議録第十一号

議員辞職の件 永年在職議員の表彰の件

大野国務大臣の「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関する報告及び質疑
地域再生法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

議員辞職の件

○議長(河野洋平君) 議員中西一善君から辞表が提出されております。これにつきお諮りいたします。と思いますが。

まず、その辞表を朗読させます。

(参事朗読)

辞職願

平成十七年三月十日

衆議院議長 河野 洋平殿

私儀、一身上の都合により衆議院議員の職を辞任いたしました。願ひ出ます。

東京都大田区南千束二一九一七

中西 一善

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

中西一善君の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、辞職を許可することに決まりました。

永年在職議員の表彰の件

○議長(河野洋平君) お諮りいたします。

国会議員として、また、本院議員として在職二十五年に達せられました森山眞弓君、堀内光雄君及び青山丘君に対し、先例により、院議をもつてその功労を表彰いたしたいと存じます。これ表彰文は議長に一任されたいと存じます。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、そのとおり決まりました。

これより表彰文を順次朗読いたします。
議員森山眞弓君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

(拍手)

議員堀内光雄君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた
よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

(拍手)

議員青山丘君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた
よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

(拍手)

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(河野洋平君) この際、ただいま表彰を受けられました議員諸君の登壇を求めます。

(被表彰議員登壇、拍手)

○議長(河野洋平君) 表彰を受けられました議員諸君を代表して、堀内光雄君から発言を求められています。これを許します。堀内光雄君。

○堀内光雄君 堀内光雄でございます。(拍手)

このたび、永年勤続議員として、院議をもって表彰の御決議を賜りましたことは、まことに身に余る光栄でございます。

本日の榮譽に浴することができましたのは、地元山梨県の皆様や先輩、同僚、知人の皆様方の長年にわたる御理解と御支援のたまものと、ここに改めて心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。(拍手)

私が本院に議席を得ましたのは、昭和五十一年十二月に行われました第三十四回の総選挙でありました。当時、政治はロッキード事件で混迷を深め、経済は石油ショックによる世界的な不況に見舞われて、苦勞いたしておりました。私は、「清潔な政治の実現」と経済再生のための抜本的構造改革を公約として掲げました。

昭和五十六年、鈴木内閣は第二次臨時行政調査会、いわゆる土光臨調を発足させました。そして行財政改革に取り組むこととなりまして、私も関係する一員に加わるようになりました。

当時の世界的な不況の中での行財政改革は、「大きな政府から小さな政府へ」という流れでありました。

しかし、鈴木総理の政治理念は「足らざるを憂えず、等しからざるを憂う」という、弱者を救い、国民生活を安定させ、もって国民の連帯と協調を求めることにありました。これは大きな政府につながるものであります。

我々は、このともすれば相反する二つの命題に取り組みました。そして、「増税なき行財政改革」を柱に、国鉄などの特殊法人の民営化、年金制度の統合一元化などを骨子とする答申をまとめ上げ

ました。

この答申は中曽根総理によって実行に移され、国鉄、電電の民営化など、着々と成果を上げたのであります。

あれから二十年余りが経過した今日、再びさまざまな分野において制度の行き詰まりが指摘をされ、小泉内閣によって、今また行財政改革の取り組みが行われております。この取り組みには敬意を表するものでありますが、気がかりなのは、改革に際して日本国民の明るい未来を切り開くという理念や将来像が明らかにされていないことであります。そして、改革とは、ただ切り捨てるばかりではなく、人を慈しみ、物を育む心が必要であるということでもあります。(拍手)

「国は無駄を省き、産業を興し、国民を豊かにする。」これが第二臨調を原点として、政治に取り組んできた私の基本的な考えであります。石油公団の解体に力を尽くしたのも、ただその一点でありました。(拍手)

また、私の初当選以来変わらぬ政治信条は、国民と同じ常識を持つて行動し、清潔で信頼される政治を実現することです。

しかし、我々の努力とは裏腹に、政治と金の問題など、いまだに政治は国民の理解と信頼を得るに至っておりません。これは政治の基本にかかわる問題であります。国会全体が真剣に取り組まなければならぬと考えます。(拍手)

本日の榮譽を契機にいたしまして、さらに決意を新たに、日本国の繁栄と国民福祉の向上に全力を尽くしてまいる所存であります。

先輩、同僚の皆様、並びに郷土山梨の皆様の一層の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます、お

礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 本日表彰を受けられました他の議員諸君のあいさつにつきましては、これを会議録に掲載することといたします。

森山 眞弓君のあいさつ

このたび、院議をもって永年在職議員の表彰を賜り、まことにありがたく、光栄の至りでございます。

昭和五十五年、国連婦人の十年の中間年でありましたが、私は、日本でも女性の議員を少しでもふやさなければと考えていましたし、個人的には衆議院議員であつた亡夫の助けにもなれるかと思ひ、政界に入ることを決心しました。

以来二十五年、まず参議院議員として二人区の栃木県で三回トップ当選を果たし、選挙制度が変わつてから衆議院議員に転じて、初め北関東ブロックの比例区で二回、前回は栃木県第二選挙区から高点で当選させていただきました。選挙に追われ、また、いろいろな党務やいただいた公務に忙しく、無我夢中で、いつの間にか四半世紀がたつたという感じです。

栃木県の皆様は、私の立場が変わつてもずつと変わることなく、温かく、力強い応援をしてくださいました。私が今日を迎えられたのはそのおかげでありまして、まことに感謝にたえず、心から厚く御礼申し上げます。

今振り返りますと、私にとつて初めの十年は、世界が厳しい東西対決の時代であり、その構造は到底変わりそうにないと思われました。日本の政治もはつきりとしたイデオロギー対立

を示し、その意味ではわかりやすかつたものです。

平成元年の秋、私が官房長官を勤めていた時に、突然ベルリンの壁が崩れ、東欧の社会主義国が次々に倒れる歴史的大転換がありました。ほどなく湾岸戦争が起り、平成十三年にはアメリカにおける九・一一事件が発生して、国際情勢は目まぐるしく変化し続けています。

日本の政治も、その波にもまれ、新しい政党ができては消えるという試行錯誤を繰り返しつつ、政党間の壁は低くなり、イデオロギーによる対立は次第に姿を消しつつあります。しかし、日本を取り巻く国際情勢はさらに複雑となり、一挙手一投足が大変難しくなってきました。政治はその荒波の中で、慎重に、大胆に、かじ取りを誤らぬよう責任を果たさなければなりません。

女性議員の増加という点では、二十五年前に比べればいささかの進歩はありました。閣僚その他の要職につく女性も珍しくなくなりましたが、なお国際的にはかなり遅れており、さらなる努力が必要であります。

私は、議員として二十五年の通過点を過ぎるわけですが、さらに精進して、国家のため、郷土のため、女性のために一層努力したいと思ひます。

先輩、同僚の諸先生方の御指導、御鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

青山 丘君のあいさつ

このたび、院議をもって在職二十五年の表彰をいただき、まことにありがとうございます。

ひとえに、私を支持し続けてくださった皆様のおかげであります。思えば、私は本当に恵まれてきました。感謝の気持ちばかりです。功なきを恥じる思いですが、今日までお力添えをいただいた愛する郷土の皆様と、先輩・同僚議員の御指導のたまものと、深く御礼申し上げます。

私は、昭和五十一年十二月、第三十四回総選挙で初当選し、以来、今日までひたすら、報恩感謝の精神で政治の道を邁進してまいりました。かつて落選を経験しましたが、その時も人の真の温かさや情けを知り、感謝を改めて学びました。

昭和十六年、私は、戦争が始まった年に生まれました。物心ついたころは、住むところも着るものも、食べるものも貧しい戦後の荒廃期でした。「人間は一生この貧しさに耐えて生きるのか、いや、大人は一生懸命働いてこの国を豊かにしてほしい」と幼心に切望しました。そして、この思いが、私が政治に目を向ける原点となりました。

戦後は、国民の皆様の御努力と勤勉で、我が国は奇跡的な繁栄を果たし、世界第二位の経済大国となり、健康寿命世界一の国となりました。

経済的な豊かさを実現した今、我々は憲法を改正し、教育基本法の見直し、さらに科学技術の振興で経済の自立を図り、心の豊かな日本を目指さなければなりません。

不足心、不満、怒りは、破壊的な社会を招きます。私は、「破壊から創造へ」、これが日本政

平成十七年三月十五日 衆議院会議録第十一号

治の課題だと考えます。創造的で美しい日本社会を目指すには、命のありがたさを深く理解することであり、子どもたちが自分の命のありがたさを知り、ふるさとやこの国を愛することこそが、創造的な日本社会を築く原点です。国づくりは人づくりであり、私は、子どもたちが「感謝する心」の大切さを理解する教育を目指してまいります。

また今年二十五日から、私の地元、瀬戸市と長久手町で、二〇〇五年日本国際博覧会(愛・地球博)が開催されます。一九九七年六月十二日、モナコで開かれたBIE総会で開催地が瀬戸に決まった瞬間から、「生まれ育ったまちで開かれる国家事業の成功が私の政治課題であり、政治生命をかけて取り組む」とモナコの地で決意いたしました。

以来、今日まで私は、中部国際空港の建設、東海環状自動車道などの交通アクセス、世界中の人々を受け入れられる街づくりに全力で取り組んでまいりました。開催を迎えると同時に、在職二十五年という榮譽を賜うことができましたことに、強い運命を感じ、光栄の極みであります。

私を支えていただいた貴い地元の皆様と、先輩・同僚議員の恩義に報いるべく、創造的で美しい日本をつくるため、私はこれからも報恩感謝の精神で愛する郷土とこの国の発展に尽くしてまいります。

本日はまことにありがとうございました。

永年在職議員の表彰の件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案外一案

日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十一回国会、仙谷由人君外十六名提出)

日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十一回国会、内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、仙谷由人君外十六名提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長河上重雄君。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十一回国会、仙谷由人君外十六名提出及び同報告書)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十一回国会、内閣提出及び同報告書)

(本号末尾に掲載)

(河上重雄君登壇)

○河上重雄君 たいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両法律案の主な内容について申し上げます。

仙谷由人君外十六名提出の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

法律案は、競争政策における違反行為の抑止等に資するため、現行の課徴金制度の行政制裁金への名称の変更及び算定率の見直し並びに審判官の定員の見直し等、所要の措置を講ずるものであります。

次に、内閣提出の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、競争政策における違反行為の抑止並びに審判手続の迅速性及び効率性の向上及び適正手続の保障等に資するため、不当な取引制限等に対する課徴金の算定率の引き上げ、課徴金の減免制度の創設、犯則調査権限の導入及び審判手続の見直し等、所要の措置を講ずるものであります。

両法律案は、第百六十一回国会に提出され、昨年十一月四日本会議での趣旨説明及び質疑の後、本委員会に付託されました。

本委員会においては、昨年十一月十二日法律案に関し細田内閣官房長官及び提出者菊田まき君からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、十七日より質疑に入り、参考人から意見を聴取する等審査を行いました。両法律案は、今国会まで継続審査に付されました。

今国会においては、去る九日から質疑を行い、十一日質疑を終局いたしました。質疑終了後、内閣提出の法律案に関し、自由民主党及び公明党から、一部規定の施行期日等に係る修正案が、また、日本共産党から、課徴金算定率のさらなる引き上げ、課徴金減免制度の適用対象者の限定等を主な内容とする修正案が、それぞれ提出されました。

両修正案について趣旨の説明を聴取した後、討論を行い、順次採決を行った結果、まず、仙谷由

人君外十六名提出の法律案は賛成少数をもって否決すべきものと議決いたしました。次に、内閣提出の法律案に關しまして、日本共産党の提案に係る修正案は否決され、自由民主党及び公明党の提案に係る修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案につき討論の通告があります。これを許します。鈴木康友君。

(鈴木康友君登壇)

○鈴木康友君 民主党の鈴木康友です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ提出の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に賛成、政府提出の法案に対して反対の立場から討論を行います。(拍手)

私たちは、規制改革の道筋を確立することとあわせて、独占禁止法を抜本改正し、官製談合に關して行政に対する強制調査権や業務改善命令権を付与することを提言してきました。

しかるに、政府・与党は、自民党の二〇〇四年中に国会に独禁法改正案を提出するという公約を形式的に守るためだけに、急転直下、政府案提出に向けてかじを切り、ぬえ的な独禁法のひずみは是正しないまま、理念も哲学もなく、場当たり的な内容の独禁法改正案を提出するに至りました。

民主党は、こうした矛盾と欠陥に満ちた政府案とは一線を画し、脱談合社会の確立、二十一世紀

型経済憲法の制定を視野に入れ、独自の対案をまとめ、提出いたしました。

民主党案は、三つの理念に基づく柱から成っています。

第一に、制度のひずみの是正に關して、政府案は、課徴金と罰金の関係について、罰金の二分の一を課徴金から控除するという理論的根拠を欠く妥協的な調整を行おうとしています。が、本法案では、罰金の全額を課徴金から控除することとし、課徴金に罰金と同様の制裁的性格を明確に認める行政制裁金を導入します。

政府案でも違反事実の申告による課徴金の減免を導入しようとしています。が、本法案で導入しようとする行政制裁金では、それに加えて、企業法の令遵守体制の整備や調査協力程度によつて最大五〇％までの制裁金の軽減を行い、その一方で、過去十年以内に、一回限り違反行為をしたことのある事業者には五〇％、二回以上違反行為をしたことのある事業者には一〇〇％を加えた算定率を適用します。これにより、制裁金の額は、企業が違反行為の防止のためにどれだけ努力しているかに応じたものとなります。

第二に、適正で透明な手続の確立のため、審判官の定員を五名から必要に応じて最大二十名まで増員できるものとし、過半数を法曹有資格者とし

ます。さらに、制裁金の減免に關しても、政府案では、課徴金の減免に關して証拠収集や事実認定を行う公正取引委員会の審査当局の不当な裁量が働くことを防止する措置が全く講じられていません。が、本法案では、法曹資格者を中心とする行政制裁金減免調査官が審査当局から独立した立場で制

裁金減免について判断を行う制度を新設することとします。

第三に、官製談合に対する抑止力の強化のため、違反企業の官製談合構造の解明への協力のインセンティブを高める制度を導入し、民間企業だけが悪者にされ、官側の利権が温存される官尊民卑の構造を正します。

そのため、発注官庁職員の談合関与行為を申告するなどして官製談合構造の解明に協力した者には、他の軽減に加えて行政制裁金を二割減算します。

哲学、理念、法体系などにおいて、民主党案と政府案は大きく異なっております。政府案には、大きな矛盾と欠陥が含まれております。

第一に、政府案においては、あいまいで実効性の低い課徴金制度が温存されています。

政府はこれまで、課徴金の根拠について、違反事業者による不当な取引による利得、すなわち不当利得を剝奪するためと説明してきました。政府の改正案では、この算定率を大企業の製造業で一〇％に引き上げております。が、景気の低迷が長引く中で企業の利益は全体として減少する傾向にあり、明らかに不当利得の幅を超えています。課徴金制度の根幹を残したまま算定率を引き上げることは、極めて問題であります。

現行の独禁法は、独禁法違反事件の対象法人に對して課徴金と刑事罰が併科されるという、先進国に例を見ない二重処罰の構造を温存して

います。政府案においては、課徴金と法人刑罰併科の際には、前者から罰金額の二分の一の額の控除を認めることとされています。が、なぜ二分の一を差し引

くのか、根拠が不明です。

第二に、勧告制度を廃止する政府案はデュープロセスを軽視するもので、白紙撤回すべきものと考えます。

現行制度では、課徴金の対象となる違反行為に對する措置は、排除措置勧告あるいは命令が出された後、課徴金納付命令が下されるという二段階になっています。さらに、排除措置勧告、課徴金納付命令は独立した別の行政行為とみなされているため、両者の審判手続は別々に行われていま

す。法の実効性を高めるためにも、公正な審判手続は不可欠です。しかしながら、今回の政府案では、排除措置命令と課徴金納付命令を同時に行うこととしており、これでは、審判手続を経ることなく、双方に効力を生じさせてしまいます。政府案は、現行の事前審判手続による慎重な行政処分方式を規制側の一方的な行政処分方式へ転換するものであり、改悪と断ぜざるを得ません。

第三に、政府案には、官製談合防止法の改正への道筋が欠落し、発注官庁職員の行為申告者の減免措置も盛り込まれていません。

公正取引委員会と独占禁止法は、公共調達をめぐる談合、とりわけ官公庁が関与する談合の防止、抑止については、これまで全く機能していませんでした。独禁法違反事件の刑事告発権限は公正取引委員会のみで与えられているにもかかわらず、ほとんど告発されていないのが実態です。

昨年、新潟地検が、新潟市の幹部職員と建設会社の社長を刑法の偽計入札妨害罪容疑で逮捕しました。この事件は、公正取引委員会が独禁法違反で調査していたにもかかわらず、刑事告発を見

送った案件です。官製談合に対する公正取引委員会の機能不全は明らかです。

政府の独禁法改正案では、民間企業への制裁だけは強化されていますが、談合にかかわる官の側への厳正なる対処が見られません。自民党と官製談合は表裏一体とも言われております。今回の独禁法改正を主導してきた与党自民党の姿勢は、談合社会から抜け出せないその体質を改めて浮き彫りにしています。また、かけ声だけは立派でも、内容のない制度見直しを繰り返す小泉政権の特徴が、ここにも如実にあらわれています。(拍手)

以上の理由により、民主党案に賛成、政府案に反対すべきものと考えます。

民主党としては、今後とも、独自の法案作成に向けて作業を進めていく決意であります。唆し罪の創設などを視野に入れ、官製談合防止法の強化に取り組むこと、さらに、不当販売に対する課徴金適用等を柱とする第二弾の独占禁止法改正に取り組みことを申し上げ、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、日程第一、仙谷由人君外十六名提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第二、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

国務大臣の発言(「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関する報告)

○議長(河野洋平君) 大野国務大臣から、「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関する報告のため、発言を求められております。これを許します。国務大臣大野功統君。

〔国務大臣大野功統君登壇〕

○国務大臣(大野功統君) 政府は、昨年十二月、安全保障会議及び閣議において、「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱について」、すなわち新防衛大綱及び「中期防衛力整備計画(平成十七年度(平成二十一年度)について」、いわゆる新中期防衛を決定いたしました。

以下、これらについて御報告申し上げます。新防衛大綱は、今後の我が国の安全保障及び防衛力のあり方について新たな指針を示すものであります。

これまでの防衛大綱は、策定から十年近くが経過し、今日、我が国を取り巻く安全保障環境には

大きな変化が生じております。特に、米国の九・一一テロのような国際テロ組織の活動、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展など、新たな脅威や多様な事態への対応が国際社会の共通の課題となっており、

特に、我が国周辺の情勢につきましては、極東ロシアの軍事力は量的に大幅に削減されましたが、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在しております。また、北朝鮮は、大量破壊兵器あるいは弾道ミサイルの開発、配備、拡散等の軍事的な動きを見せており、地域の安全保障上の重大な不安定要因であるとともに、国際的な拡散防止の努力に対する深刻な課題となっております。

さらに、中国は、軍事力の近代化や海洋における活動範囲の拡大などを図っており、その動向には今後も注目していく必要があります。

このような安全保障環境を踏まえ、新防衛大綱は、第一に、安全保障の目標として、我が国に直接脅威が及ぶことを防止、排除すること、国際的な安全保障環境を改善して我が国に脅威が及ばないようにつとめることの二つを掲げ、かかる目標を我が国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力を統合的に組み合わせることで達成することの安全保障の基本方針を明らかにいたしております。

第二に、今後の防衛力については、いわゆる基盤的防衛力構想の有効な部分は継承してまいりますが、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応すること、同時に、国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組むことを主眼といたしております。

そのため、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を効率的に構築してまい

りたいと思います。

第三に、我が国の安全保障確保にとって必要不可欠な日米安全保障体制についてであります。新たな安全保障環境のもとでの戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や在日米軍の兵力構成等に関する米国の戦略的対話に主体的に取り組む等、日米安全保障体制を強化することといたしております。

かかる方針のもと、弾道ミサイル、ゲリラや特殊部隊による攻撃、島嶼部に対する侵略等の新たな脅威や多様な事態に実効的に対応することが肝要となっております。一方、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されます。したがって、いわゆる冷戦型の防衛力整備構想を転換し、防衛力の本来の役割にかんがみ、最も基盤的な部分は確保しつつも、本格的な侵略事態に備えた装備、要員の抜本的な見直しを行うことといたしております。また、国際平和協力活動に適切に取り組むため、自衛隊の任務における同活動の適切な位置づけを含め、所要の体制を整えてまいります。

なお、新防衛大綱は、おおむね十年後までを念頭に置いていますが、五年後または情勢に重要な変化が生じた場合には、必要な修正を行います。次に、新中期防衛について御報告申し上げます。

計画の方針については、第一に、本格的な侵略事態に備えるための基盤的な部分を確保しつつ、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を効率的に整備いたします。

第二に、防衛行政を担う組織等を見直すとともに、自衛隊の基幹部隊、主要装備等について新たな体制へ早期かつ効率的に移行いたします。

第三に、科学技術の発展に的確に対応しつつ、

人的資源の効果的な活用を図りながら、統合運用の強化や情報機能の強化を図ります。

第四に、装備品等の効果的かつ効率的な取得、関係機関や地域社会との協力等、防衛力を支える各種施策を推進いたします。

第五に、日米安全保障体制強化のための各種施策を推進いたします。その際、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を初めとする在日米軍施設・区域に係る過重な負担軽減に努めてまいります。

第六に、各年度の予算編成に際しては、格段に厳しさを増す財政事情等に配慮し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力の一層の効率化、合理化を図り、経費の抑制に努めてまいります。

なお、この計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、平成十六年度価格でおおむね二十四兆二千四百億円程度をめぐるとし、また、この他に一千億円を限度として、所要の事業の実施について措置し得るよういたしております。

以上、新しい防衛大綱、新しい中期防衛の心、国民の皆様の信頼にこたえ、国の安全と国民の安心のため、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を構築するとともに、国際的な安全保障環境の改善のための施策に取り組んでまいります。また、新たな安全保障環境に適切に対応し得るよう統合運用体制の強化を図り、高度な技術力、情報力、そして質の高い人的基盤に支えられた自衛隊の運用がなし得るよう心がけてまいらる所存であります。

何とぞ、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。
ありがとうございます。(拍手)

国務大臣の発言（新防衛計画大綱）及び「新中期防衛力整備計画」に関する報告に対する質疑

○議長（河野洋平君） ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。古川禎久君。

○古川禎久君 自由民主党の古川禎久です。私は、自由民主党を代表し、ただいま報告のありました新防衛計画の大綱及び新中期防衛力整備計画について質問いたします。(拍手)

九・一一以降も、テロは世界各地で相次いでおります。いつ、何者が、どこで、どんな手段で、だれに危害を加えるかわからない。人々を不安と恐怖で縛ろうとする卑劣なテロは、まさに人類共通の敵であると言わなければなりません。加えて、危機のバーゲンセイルとも言える大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散によって、世界の安全保障は、より複雑で、より難しいものになりつつあります。

我が国周辺におきましても、朝鮮半島及び台湾海峡の不安定要因、そして中国の軍近代化や海洋における活発な活動範囲の拡大など、その安全保障環境は不透明度を増す傾向にございます。

さらに、米国の軍事トランスフォーメーション、全地球規模の軍事態勢の見直しが行進中であり、日米同盟を基軸とする我が国も、無論、無関係でいられるわけではありません。

このように、我が国の安全保障環境が多様化、複雑化する中で、新防衛計画大綱では、基盤的防衛力から多機能弾力的防衛力へと大胆に目標転換が図られたものと承知いたしております。

そこで、内閣総理大臣にお尋ねいたします。

時代情勢が大きく変化する今、我が国防衛の最高責任者として最も大切な心構えとは何だとお考えでしょうか。新大綱策定に当たった総理の強い御決意をお聞かせください。

さて、新大綱、新中期防では、統合幕僚組織の新設や長官直轄の情報本部設置など、統合運用を旨とした組織改編が示されております。これは多機能弾力的な防衛力整備のため極めて妥当であり、私も関係法令の早期整備を望むものであります。

ただ、組織改編を言うのであれば、私は、どうしても防衛省の設置という長年の懸案を避けて通るべきではないと思うのであります。現在、防衛庁は内閣府の外局として置かれておりますが、これは国防担当部局の設置のされ方としては、諸外国にも例を見ない変則的なものであります。近年の厳しい安全保障環境において、危機に対し迅速かつ的確に対処するためには防衛庁の省昇格は不可欠であると考えますが、防衛庁長官の御所見をお聞かせください。(拍手)

また、名譽ある国際平和協力活動の本来任務化は、世界平和を志す我が日本国の理想を国際社会に明確にメッセージする上でも重要です。防衛庁長官のお考えをお聞かせください。

ミサイル防衛システムの導入は、他国からの弾道ミサイルの脅威に対する抑止と対処という観点から重要かつ有効であると考えます。導入に当たり、せっかくのシステムが宝の持ちぐされとならぬよう、運用に万全を期することは当然です。所要の法整備もさることながら、私は、この際一歩踏み込んで、集団的自衛権の行使の問題を整理すべきであると考えます。

政府はこれまで、国際法上、集団的自衛権を保有はするが、憲法上、行使はできないという奇妙な解釈をとってこられました。しかし、あるけれども使えない権利などは権利がないのと同じであつて、つじつま合わせも限界に達していると言ふべきであります。私は、ミサイル防衛を導入する今、集団的自衛権は当然行使可能であるということ、冷静にそして淡々と確認すべきであると考えます。

集団的自衛権行使を是とするにせよ、憲法の解釈変更によらず、あくまでも憲法改正を待つべしとの筋論もあります。しかし、今そこにある危機に備えることこそ国防の心構えであり、国政を預かる者の責任であります。今こそ、形式に逃げ込まない、真摯な決断が求められるときであることを強くお訴えし、議員諸兄の広く活発なる御議論を御提起申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 古川議員に答弁いたします。

新防衛大綱策定に当たった決意についてでございます。

冷戦終結から十数年たち、我が国をめぐる安全保障環境は大きく変化しております。新防衛大綱は、みずからの国はみずから守るという考えのもとに、我が国の今後の安全保障の基本指針として、テロや大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散といった新たな安全保障環境に適切に対処し得る防衛体制を構築することを目的とするものであります。

冷戦終結から十数年たち、我が国をめぐる安全保障環境は大きく変化しております。新防衛大綱は、みずからの国はみずから守るという考えのもとに、我が国の今後の安全保障の基本指針として、テロや大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散といった新たな安全保障環境に適切に対処し得る防衛体制を構築することを目的とするものであります。

冷戦終結から十数年たち、我が国をめぐる安全保障環境は大きく変化しております。新防衛大綱は、みずからの国はみずから守るという考えのもとに、我が国の今後の安全保障の基本指針として、テロや大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散といった新たな安全保障環境に適切に対処し得る防衛体制を構築することを目的とするものであります。

冷戦終結から十数年たち、我が国をめぐる安全保障環境は大きく変化しております。新防衛大綱は、みずからの国はみずから守るという考えのもとに、我が国の今後の安全保障の基本指針として、テロや大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散といった新たな安全保障環境に適切に対処し得る防衛体制を構築することを目的とするものであります。

冷戦終結から十数年たち、我が国をめぐる安全保障環境は大きく変化しております。新防衛大綱は、みずからの国はみずから守るという考えのもとに、我が国の今後の安全保障の基本指針として、テロや大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散といった新たな安全保障環境に適切に対処し得る防衛体制を構築することを目的とするものであります。

冷戦終結から十数年たち、我が国をめぐる安全保障環境は大きく変化しております。新防衛大綱は、みずからの国はみずから守るという考えのもとに、我が国の今後の安全保障の基本指針として、テロや大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散といった新たな安全保障環境に適切に対処し得る防衛体制を構築することを目的とするものであります。

こうした考えのもとに、将来の安全保障を見据えた防衛力の構築を目指す所存でございます。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣大野功統君登壇〕

○国務大臣(大野功統君) 古川議員にお答えいたします。

まず、防衛庁の省昇格問題であります。

自衛隊の任務や役割が増大し、国民の期待も高まっている中で、防衛を担当する省を設けることは、安全保障、危機管理に取り組む国の体制を強化し、これを重視している国の姿勢を内外に示すこととなります。極めて重要な問題であると考えております。

防衛庁の省移行については、政治の場で議論すべき課題とされており、現在は、その取り扱いについて、与党内で協議されているものと承知いたしております。

今後、この問題については、国民の理解が一層深められ、政治の場で精力的な議論が行われて、早期に防衛省への移行が実現するよう期待いたしております。(拍手)

次に、自衛隊の国際平和協力活動の本来任務化であります。

昨年十二月に閣議決定された新防衛大綱においては、国際社会の平和と安定は、我が国の平和と安全に密接に結びついているとの認識のもと、自衛隊が国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組むため、同活動の位置づけを含め所要の体制を整えることとしております。

こうした自衛隊による国際平和協力活動への取り組みは、委員御指摘のとおり、我が国の国際平

和に向けた取り組みを国際社会に対して明確なメッセージとして伝えていくものであると考えます。加えて、本来任務化することにより、これらの活動を行う隊員が、一層の自覚と誇りを持って職務に専念し得るものと考えます。

いずれにしても、本来任務化のための自衛隊法改正につきましては、できる限り早期に実現できるよう、与党とも十分調整の上、作業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 前原誠司君。

〔前原誠司君登壇〕

○前原誠司君 民主党の前原誠司です。

私は、民主党・無所属クラブを代表いたしましたし、新防衛大綱及び次期防衛力中期整備計画について質問いたします。(拍手)

まず、昨日、マラッカ海峡で日本船籍のタグボートが海賊に襲われ、三人が連れ去られる事件が発生しました。政府に一刻も早い三人の救出を要望するとともに、この海峡は日本にとっても大切な海上航行路ですが、以前よりこの海峡は海賊行為の多発地帯であることを考えると、再発防止のために、他国と協調をして、航行の安全を守るための何らかの取り組み、連携が必要だと考えますが、政府の考え方を聞かせたい。

およそ国の安全保障ほど、中長期の見通し、戦略に基づいて政策を立案し、遂行しなければならぬ分野はありません。戦闘機や艦船などの正面装備は、選定、開発から実戦配備まで、少なくとも十年の歳月を要します。その点から考えると、今回の防衛大綱の改定は、十年先の戦略環境を正

確に分析しているとは到底思えません。また、なぜ今なのか、また、防衛の主眼を何に移すために変えるのか、コンセプトも不明瞭であります。

我が国の安全保障の柱の一つが日米同盟関係ですが、先月、ワシントンで2プラス2が行われ、共通の戦略目標を定めて防衛協力を強化させることが確認されました。同時に、アメリカが進める米軍再編に呼応する形で日本における基地の整理再編が行われ、日米間の役割分担も変わることが想定されます。ことしの秋ごろまでに結論を出す

とのことですが、なぜ、大綱策定を一年待つて同盟のトランスフォーメーションに合わせなかったのか、明快な説明を求めます。(拍手)

そもそも、防衛大綱を見直さざるを得なかった真の理由は、ミサイル防衛システムの導入にあります。現に、現中期防を四年で打ち切り、新たな五カ年計画策定を余儀なくされたのは、膨大な費用を要するミサイル防衛を導入するに当たって、陸海空それぞれの予算を削減すると財務省に約束させられたからにほかなりません。

確かに、我が国の周辺には、我が国を射程距離におさめる国が複数あります。民主党もミサイル防衛の必要性は認識をしていますが、要は、財政の制約と通常戦力とのバランスをどのようにとるかの問題であります。北朝鮮だけでも、日本を射程におさめる弾道ミサイルは二百基以上あると言

われており、新大綱の別表に書かれているイージス艦四隻、ペトリオット部隊三個高射群だけでは、到底あらゆるミサイルを撃ち落とすことはできません。

政府は、国民に幻想を与えるべきではありません。ミサイル防衛には限界がある、すべてを撃ち

落とすことはできないと、まずは認めるべきであります。その上で、何を少なくとも守ろうとしているのかを明確にすべきです。首都の中核は当然のこととして、他の主要都市はどこを考えているのか、自衛隊や米軍の基地、重要港湾、空港、そして原発なども守る対象と考えているのか。あるいはまた、それらの施設は新大綱の態勢でカバーできるのか、お答えをいただきたい。

同時に、新大綱でおおむね想定している十年という期間で、ミサイル防衛にどれぐらいの費用を投じようと考えているのか。次期防の中ではどの程度なのか。また、さらに次の十年でもミサイル防衛をさらに進めるべきだと考えておられるのでしょうか。アメリカは、近い将来、エアボーンレーザーを実用化させようとしています。日本も導入すべきかも知れませんが、どう思いますか。

中国は、経済発展を背景に、十七年連続、軍事費の伸びは対前年比一〇％以上を記録しています。特に海軍力、空軍力の増強は目覚ましく、このまま中国の軍事力増強が続くと、特に東シナ海における我が国の領土、領海及び排他的経済水域上空の制空権が維持できなくなるのは明らかであります。

制空権が維持できなくなれば、海洋における支配権を行使できなくなり、制空権を握った中国が中間線の日本側でさらに天然ガスの探査、開発を行う可能性が高くなります。また、中国がみずから領土だと主張している尖閣諸島や、島ではなく岩だと指摘をしている沖ノ島及びその排他的経済水域を、中国が実効支配を試みる可能性も否定できません。

政府はそもそも、日本の領土、領空、領海、排他的経済水域を実効支配し続ける意思を持っているのでしょうか。仮に中国が日本の主権を侵した場合、看過せずに毅然とした態度をとる確固とした意思があるのでしょうか。あるいは、現在の戦力と次期防、新大綱をベースとする防衛力整備で、制空権を今後も維持することが現実的に可能と考えているのか。三点すべてに説得力ある回答をいただきたいと思います。(拍手)

EUはこのたび、一九八九年の天安門事件以来続いていた対中武器輸出禁止を、実質解除しました。EUの対中武器禁輸解除は、中台間の緊張を高めるだけではなく、我が国の安全保障にも大きな影響を及ぼすこととなります。EUの中で武器の売り込みに最も熱心なのがフランスですが、近々来日されるシラク大統領に日本の懸念を率直に伝えるべきだと考えますが、総理の答弁を求めます。(拍手)

2プラス2では日米で共同宣言が出されましたが、共通の戦略目標に、台湾海峡をめぐる問題の対話を通じた平和的な解決を促すという項目が盛り込まれました。この点に関して、日本は具体的にどのような行動、役回りを考えているのか、それは外交的なアプローチに限られるのか、それともさまざまなシナリオを想定した軍事的なアプローチも排除しないのか、明確にお答えください。昨日、中国の全人代で採択された反国家分裂法の見解もあわせて答弁を求めます。

私はそもそも、みずからの国はみずからで守るのが原則だと考えております。現在の日本は、歴史的な経緯からアメリカとの同盟関係を結び、核抑止力のみならず、敵基地攻撃能力、情報収集力

など、防衛の重要な分野の多くをアメリカに依存しています。したがって、今すぐ同盟関係を解消することは現実的ではなく、今後も日米同盟関係は必要だと考えます。

ただ、自国の安全保障を他国に過度に頼ることが、日本の真の利益につながるのでしょうか。ある程度は、同盟国に頼らなくても自分の国は自分で守れる体制にする。そうでなければ、同盟国の行動が自国の利益につながらないときにまでおつき合いをせざるを得ず、国民の理解も得られず、長い目で見れば同盟関係も弱体化していきま

す。健全な同盟関係を続けていく上でも、間合いは必要です。

翻って、新防衛大綱に自衛能力を高める意志が少しでも感じられるでしょうか。ほとんどが現状追認。テロの脅威が高まっているという認識も、アメリカとの間合いが足りないからこそ、日本にもその脅威が連鎖して高まるというジレンマに陥っているにすぎません。

官僚答弁ではなく、総理みずからの言葉で、自衛と同盟関係のあり方に対する考え方、あるべき方向性を語っていただきたいと思います。(拍手)

最後に、BSE問題について伺います。

先日、ブッシュ大統領との電話会談で、アメリカ産牛肉の輸入再開について強い要請があったと承知しています。政府の食品安全委員会の専門調査会でも、生後二十カ月以下の牛を全頭検査の対象外とする方向で議論が進んでいるようです。

問題の要諦は、政府がいかに国民に説明責任を果たすかです。NHKの調査によりますと、輸入再開賛成は国民で一五％、反対は七五％に上っています。また、全頭検査支持は八四％に上ってい

ます。二十カ月以下の牛とそれ以外とをアメリカはきちんと仕分けができるのか、二十カ月以下の牛の感染確率は、ちまたで言われているように本当に低いのか、危険部位の除去をアメリカ国内では適切に行われているのか、アメリカの検査体制は日本の基準に合致しているかなど、これらの疑問に、政府は科学的根拠を示し、きちんと国民に答えると約束をいただきたい。答弁を求めます。

ゆめゆめ、ブッシュ大統領との人間関係を優先して、国民の食の安全をおろそかにされないことを心からお願ひして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 前原議員に答弁いたします。

マラッカ海峡における事件でございますが、現在、事実関係の確認と関係者の無事な解放に向けて、政府一体となって全力で取り組んでいるところであります。また、関係する各国政府当局に対し、被害者及び被害船舶の安全確保並びに関連情報の提供の協力要請を行ってきているところであります。

今後とも、これまで進めてきているアジア各国の海上保安当局との連携をさらに強化し、マラッカ海峡の安全確保に向けた関係各国との協力を推進していくと考えております。

新防衛大綱の策定と日米の共通戦略目標、米軍基地の再編計画の関係についてでございます。

新防衛大綱では、我が国への脅威を防止、排除し、国際的な安全保障環境を改善するため、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を保持するとい

う我が国自身の努力、日米安全保障体制を基調とする米国との協力及び国際社会との協力を組み合わせて推進することを安全保障の基本指針としております。

もとより、国民みずからがみずからの国はみずからの力で守るという気概を持つことが、国防の基本であります。最初から他国に自己の生存を依存しようとする姿勢では、どこの国からも相手にされないと思っております。

他方、冷戦下のように大規模な武力侵攻の可能性は少なくなつたものの、現在でも、テロや大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散といった新たな脅威への対応は、一国のみでは困難であります。

したがって、新防衛大綱は、必ずしもトランスフォーメーション、いわゆる軍の変革を進める米

国との協議のために策定したものではありませんが、新防衛大綱では、米国との戦略的な対話に主体的に取り組むこととともに、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議に臨む基本方針として、米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る負担軽減に配慮することを明示しております。

ミサイル防衛システムの限界と防衛目的についてでございます。

大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散が進展する中、ミサイル防衛システムは、弾道ミサイルによる攻撃から我が国を守る、現在では唯一の手段であります。

我が国のミサイル防衛システムは、ほぼ我が国全域をカバーするイージス型護衛艦が装備するミサイルによるシステムと、これによる破壊をくぐり抜けた弾道ミサイルに対して目的の地付近上空で

の破壊を目的としたパトリオットミサイルによるシステムの二段階の防御から成っております。

どのような兵器システムでも、百発百中を保証することは難しいと思っております。いずれにせよ、広く国民の安全を守るためのものであります。政府としては、現実的に想定される各種のケースに実効的に対応できるよう、ミサイル防衛システムの整備及び必要な法整備等を着実に推進してまいります。

今後、弾道ミサイル防衛システムの整備に要する費用についてでございます。

政府としては、国民の安全を確保するため、弾道ミサイル防衛システムの整備を着実に進めてまいり考えてあります。

このシステムの整備に要する費用については、現時点で、おおむね十年間に八千億円から一兆円程度、うち次期防衛期間中に六千億円程度と見込んでおりますが、最終的には各年度の予算を通じて確定されるべきものと考えております。

弾道ミサイル防衛の将来的な進め方と、米国で研究中の新たなシステムについてでございます。

一般論として申し上げます、将来の弾道ミサイル防衛システムについては、その時点における国際情勢や防衛力のあり方全般を考慮しつつ、弾道ミサイルをめぐる技術の進歩に対応していくことが必要と考えますが、現時点で、現在進めている計画終了後のことについて具体的に検討されているわけではございません。

我が国の領土等の実効的支配及び我が国の主権が侵された場合の対応でございますが、我が国の領土、領海及び領空の保全並びに排他的経済水域、大陸棚における主権的権利等の確保は、我が

国の外交政策上極めて重要な課題であると考えております。

政府としては、我が国の領域の保全及び国益の確保のために、国際法に従って毅然とした対応をしていく考えであります。

いわゆる制空権でございますが、今後の我が国の防衛力については、安全保障環境の変化を踏まえ、実効的にその役割を果たし得る体制を構築してまいりたいと考えています。

戦闘機部隊については、新防衛大綱において、領空侵犯等に即時適切な措置を講じる体制を維持することとしております。また、新中期防衛期間中には現有戦闘機の後継機を整備することとしており、今後とも、領空の主権の確保に遺漏なきを期してまいります。

EUによる対中武器禁輸解除の問題とシラク大統領訪日に関しての対応でございますが、政府としては、本件が我が国を含む東アジアの安全保障に及ぼし得る影響について懸念しており、地域を不安定化するような高度な武器、機微な技術等がEUから輸出せられ中国に移転されないことを実質的に確保することが重要であると考えています。

我が国は、米国とも緊密に連携しつつ、従来よりEUに対し懸念を表明してきており、引き続き責任ある対応をフランスを含むEU各国に求めていく考えであります。

台湾海峡をめぐる問題及び中国の軍事力の透明性についてのお尋ねでございます。

台湾をめぐる問題については、我が国としては従来から一貫しており、当事者間の直接の話し合いによる平和的解決とそのための対話の早期再開を希望しております。我が国としては、引き続き

その旨中国両方に働きかけていく考えであり、そのような我が国の取り組みにおいて軍事的なアプローチを現在想定しているということはございません。

また、中国の軍事分野の透明性向上についても、引き続き、さまざまな対話の場を通じて働きかけていく考えであります。

中国の反国家分裂法についてでございます。

反国家分裂法においては、台湾が独立の動きを示せば、最後の選択肢として、非平和的手段の行使を行わなければならないとされており、台湾海峡の平和と安定の観点から、日本としても懸念を有しております。他方、同法においては、中国は中台問題の平和的解決のために最大努力を尽くすとしていることに留意しております。

我が国としては、武力行使には一貫して反対しており、平和的解決以外のいかなる解決方法にも反対であります。平和的解決のため、当事者間の対話の早期再開を強く希望しております。

BSE問題でございますが、米産牛肉の輸入再開に当たっては、種々の論点があることは承知しております。国民の食の安全、安心の確保を大前提に、科学的知見に基づき、適切に対処してまいります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 赤松正雄君。

(赤松正雄君登壇)

○赤松正雄君 公明党の赤松正雄でございます。ただいま議題になっております防衛計画の大綱並びに中期防の問題につきまして、公明党を代表して、基本的な問題について質問をさせていただきます。(拍手)

前回の防衛計画大綱からちょうど十年がたちました。冷戦期におけるいわゆる脅威対応型から冷戦後における基盤的防衛力整備、こういったものから、今度は、先ほどもお話がありましたように、国際テロや新たな脅威に対応する形での多機能、弾力的な対応をしていくもの、こういうことで、今、前原議員の方からは極めて厳しい御指摘がありましたけれども、私たちは、基本的に大枠としてこれを了とする、時宜にかなったものである、こんなふうなとらえ方をいたしているところでございます。

その上で、基本的な質問をしたいと思っております。冒頭に、先ほども取り上げられた問題でありますけれども、昨日、マラッカ海峡での海賊による拉致事件について、こちらからも若干お聞きしたいと思っております。

かねてこの問題は懸念されていたわけでありましたが、改めて現実のものになったわけですから、救出に向けて今後どう取り組むのか、また、現行法体制の中で、この方面に向けての安全対策をどう進めていくのか。もう既に、こういったことを想定してさまざまな検討がなされてきたと思えますけれども、その辺の点について、さらに先ほどの答弁よりも踏み込んでお答えをいただきたいと思う次第でございます。

次に、さきに日米間で2プラス2の会議があり、二国間で共通の戦略目標を定めるとの合意がなされました。これは、従来の日米関係から一歩踏み込んで、新たな展望の上に立とうとするものと思われまします。同時に、アメリカの米軍再編計画が取りざたされております。これとあわせて、不安定の孤なる概念が改めて持ち出されています。

日米が共通の戦略目標に立つて、米軍が再編される、このことが日米安保体制に多大の影響を与え、日本の役割にも重大な変更をもたらすものと思われまふ。新たな大綱を日本が主体的に先に決めたのですから、再編計画もその範囲におさまるというのは当然でありましょうが、改めて、この大綱とトランスフォーメーションとの関係をお示し願いたいと思います。

前回の決定の二年後に日米ガイドライン、日米防衛協力のための指針が改定されたということとを思うときに、今回も、今後、日米首脳間で新たな取り決めに向かって調整が必要だと考えます。

そこで、総理にお伺いしたいのですが、日米ガイドラインの再改定の方角に行く必要を感じられているのか、それとも今のままでいいと考えられているのかどうか、お聞きしたいと思います。

さらに、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応することと同時に、国際平和協力活動に積極的に取り組むことが重要だと認識に異論はありません。鳥インフルエンザの処理に始まり、国内外の地震や津波などの大規模災害からミサイル防衛に至るまで、実に多彩な活動の展開が期待されているのが自衛隊であります。従来、国際平和協力活動が自衛隊法の中であいまいな位置づけしか与えられていないということには、いささかの疑問なしといたしません。

ただ、国際平和協力活動といいますが、PKOのように既に十年を超えて実績を積み上げてきているもの、あるいは、イラク・サマワでの人道復興支援、またインド洋での燃料補給などといった特別措置法をつくつての対応、さらには、いまだ実施されていない、観念の域を出ていないと

言つてもいい日本の周辺事態における対米後方地域支援といった行為を、国際平和協力として一律に論じることが難しいのではないかと考えます。また、それぞれの行為に従事する自衛隊の皆さんの武器の使用をめぐる問題についても、未解決の課題が山積をしております。

それらを棚上げにしたままで、国際社会へのメッセージを出すことを急ぐ余り、任務の位置づけを新たに直すということは、拙速にならぬかどうか。このあたり、適切な位置づけを含め、所要の体制を整えたと防衛庁長官が言われておりますけれども、どう今後整理していくつもりでしょうか。総理並びに防衛庁長官にお尋ねをしたいと思います。

最後に、新中期防に関連いたしましたして、日米安保体制強化のための各種施策を推進する際に、沖縄を初めとする米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域にかかわる過重な負担軽減に留意すると先ほども言われましたけれども、具体的にどうされるのかという点であります。

普天間基地の辺野古移転というSACO合意から十年。もはや、先延ばしは許されません。早急な取り組みが当然必要だとされますけれども、当面のつなぎの対応措置がなくていいのかどうか。今の時点で仮に言えないとおっしゃるならば、いつまでに考えをまとめられるおつもりか、その期限範囲をお示しただきたいと存じます。

この問題は日本全体で考えようといながら、多くの時がとくに過ぎてしまいました。沖縄で生まれ育つたある著名な作家がこう言つています。時あたかも管理社会にうんだ本土が、沖縄社会

の規範の緩さに、いやしを期待するようになった。観光ブームである。ところが、基地の偏重が変わらず、安保体制はなおも沖縄が支えている。自然と文化がすばらしいなどと頭をなでられるけれども、基地を肩がわりしようという申し出がない限り、苦笑するほかない。沖縄のいやしは消耗品かと批判する若い知識人もあらわれたと書いてあります。またさらに、沖縄の歴史へのうらみが語られるのはこの現状への不満ゆえだ、現状が改まるならこの泣き言は直ちに消えるはずだとも述べております。

この沖縄人らしい抑制をきかせた物言いでの現状への不満ということをどう考えるのか、総理、外務大臣にお尋ねして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）
（内閣総理大臣小泉純一郎君登壇）
○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 赤松議員に答弁いたします。

新防衛大綱とトランスフォーメーション、いわゆる軍の変革との関係についてでございます。新防衛大綱は、我が国の今後の安全保障の基本指針として、テロや大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散といった新たな安全保障環境に適切に対処し得る防衛体制を構築することを目的とするものでございます。

新防衛大綱では、軍の変革を進めている米国との戦略的な対話に主体的に取り組むこととし、また、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議の基本方針として、米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る負担軽減に配慮することを明示しております。

この見直しは、現行の安保条約及び関連取り決めの枠内で行われることは当然であると思つております。

日米防衛協力に関する指針の再改定についてでございます。

先日の2プラス2会合を踏まえ、新たな安全保障環境のもとにおける多様な課題に実効的に対応するための自衛隊及び米軍の役割、任務に関する検討を進めていく考えですが、現時点でガイドラインの再改定について検討を行っていることはありません。

自衛隊の任務についてでございますが、新防衛大綱では、自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むため、この活動の位置づけを含め所要の体制を整えることとしております。

こうした新たな位置づけは、直ちに武器使用の問題と関連するとは考えませんが、いずれにせよ、新たな安全保障環境のもとで防衛庁・自衛隊にふさわしい任務とは何かという点も含め、国会等の議論も踏まえつつ検討されるべきものと考えております。

在日米軍施設・区域の地元の負担軽減でございますが、沖縄県民の負担軽減のため、SACO報告の着実な実施が必要であると考えております。

在日米軍の兵力構成見直しの議論の中で、在日米軍の抑止力を維持しつつ、いかに沖縄を初めとする地元の負担軽減を実現させるかについては、引き続きさまざまな可能性を追求していく考えであります。今後数カ月間、日米間で議論を集中的に深めていくこととなっております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。（拍手）

〔国務大臣大野功統君登壇〕

○国務大臣(大野功統君) 赤松議員の御質問にお答えいたします。

海賊対策等につきましては、外務大臣からまとめてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、自衛隊の国際平和協力活動の本来任務化についてであります。

昨年十二月の閣議決定で、新防衛大綱におきましては、国際社会の平和と安定は我が国の平和と安全に密接に結びついているとの認識のもと、自衛隊が国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組むため、同活動の位置づけを含め所要の体制を整えることといたしております。

こうした活動を本来任務化することによって、我が国の国際平和における取り組みを、国内のみならず国際社会にメッセージとして示すとともに、これにより、厳しい生活環境の中で活動する隊員が一層の自覚と誇りを持って職務に専念し得るものと考えております。

また、いかなる活動を自衛隊の本来任務と位置づけるかにつきましては、御指摘のように、PKO活動のほか、テロ特措法、イラク特措法に基づく活動や周辺事態における活動など、さまざまな活動が考えられます。

防衛庁といたしましては、本来任務化に当たっては、新たな安全保障環境のもとで防衛庁・自衛隊にふさわしい任務とは何かという観点からも、十分検討したいと考えております。

さらに、一般の本来任務化の検討は、武器使用権限などの枠組みを変えることなく、自衛隊の任務における位置づけを見直すことを考えております。

平成十七年三月十五日 衆議院会議録第十一号

いずれにせよ、本来任務化のための自衛隊法改正につきましても、できるだけ早く実施したいと考えており、御指摘の点につきましては、与党とも十分調整の上、作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄における在日米軍施設・区域の負担の軽減についてであります。

先月十九日に実施されました2プラス2においても、SACO最終報告の着実な実施が在日米軍の安定的な駐留のために重要である旨が確認されております。

政府といたしましては、SACO最終報告を着実に実施することが沖縄における負担の軽減につながる最も確実な道である、このような認識を持つておるところでございます。

また、在日米軍の兵力構成見直しにつきましても、在日米軍の抑止力の維持と沖縄等地元の負担の軽減の観点から、現在、さまざまな具体的なアイデアについて検討を進めておるところでございます。

今後数カ月間、日米間で議論を集中的に深め、加速化していくことといたしております。いかに沖縄等の地元の負担軽減を実現するかにつきましては、あらゆる可能性について総合的に検討してまいりたい、このように考えております。(拍手)

〔国務大臣町村信孝君登壇〕

○国務大臣(町村信孝君) 赤松議員にお答えを申し上げます。

マラッカ海峡での海賊事件に関するお尋ねでございます。

先ほど、総理からも御答弁を申し上げましたが、昨日の事件認知後直ちに、マレーシア、イン

ドネシア及びシンガポールの日本国大使館、総領事館において、関連情報の収集に努めるとともに、関係国政府に対しまして被害者の安全確保につき協力要請をしたところでございます。

また、外務省では、領事局長を長とする対策本部をオペレーションルームに直ちに設置いたしまして、関係省庁と密接に連絡しながら対応してきております。いずれにしても、政府としては、安全かつ早期の解放に向けまして、関係国とも緊密に連携しつつ、全力を尽くしてまいる所存であります。

また、この方面における安全対策に関するお尋ねがございましたけれども、政府としては、これまでも進めてきておりますアジア各国の海上保安当局との共同訓練でありますとか、あるいはマラッカ海峡の沿岸国及びマラッカ海峡を利用する国、日本も含めてでございますが、これらの国々で、アジア海賊対策地域協力協定という条約のようなものを、今締結準備中でございます。こうしたことを通じまして、関係各国との協力をさらに強化していく考えてございます。

いずれにいたしましても、マラッカ海峡はシーレーンとして、日本の経済的な権益確保だけではなくて、国際海上運輸においても重要な海域であることを踏まえまして、今後とも、このような取り組みを通じて同海域の安全確保を推進していく所存でございます。

次に、在日米軍施設・区域の地元負担軽減についてのお尋ねがございました。

これも既に総理及び大野長官がお答えをしたとおりでございます。SACOの最終報告の着実な実施が沖縄県の負担軽減のために必要でございます。

ます。さきの2プラス2の共同発表でもその重要性を確認したところでございます。

また、在日米軍の兵力構成見直しの議論の中で、在日米軍の抑止力を維持しながら、沖縄を初めとする地元の負担軽減をすることについて、引き続きさまざまな可能性を追求いたしまして、今後数カ月間、日米間で議論を集中的に深めていくと思っております。また、この議論の中で、SACO最終報告の内容と接点が出てくる可能性は排除されませんが、現時点では何ら具体的に決まっているわけではございません。

最後に、沖縄の方々のお気持ちあるいは不満というものをどのように理解しているのかというお尋ねがございました。

私も数多く沖縄を訪問し、滞在し、沖縄の方々ともいろいろな機会に話し合いをしております。皆さん方のお気持ちも私なりに理解をしているつもりでございます。

昨年の八月のヘリコプターの事故もございました。また、さらに加えて、最後の沖縄の司令官でありました大田中将の、沖縄県民から戦後、後世一層の御高配賜らんことをというあの有名な言葉を私なりに肝に銘じて、この問題に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 赤嶺政賢君。

〔赤嶺政賢君登壇〕

○赤嶺政賢君 私、日本共産党を代表し、新防衛大綱、中期防について質問します。(拍手)

今、小泉内閣は、世界の中の日米同盟路線のもと、日米安保を根本的につくりかえようとしています。

「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関する報告に対する赤松正雄君の質疑

新大綱は、日米が共通の戦略を持ち、役割分担を進めるとし、先月の2プラス2で共通の戦略目標に合意しました。これは、先制攻撃を現にイラクで実行し、国家安全保障の骨格に位置づけるブッシュ政権の戦略を日本が共有するというものではありませんか。

アジア太平洋地域のみならず世界における共通の戦略目標で合意したのも、地域的制約を完全に切り払って、先制攻撃戦略に基づく地球規模の軍事同盟へ日米安保を根本的に転換するためではありませんか。

ブッシュ政権が進める世界的な米軍再編の中核に据えられているのが、同盟国の役割の拡大です。政府は、新大綱と米軍再編は密接な関係にあるとしています。アメリカの米軍再編、同盟改革の方針に沿って、自衛隊が海外での米軍支援を本来任務として担い、在日米軍基地を先制攻撃の司令・出撃拠点として再編強化しようとしているのではありませんか。

多国籍軍への参加を含む海外活動の本来任務化を、日本防衛のための必要最小限の実力組織だから自衛隊は違憲ではないというこれまでの政府の憲法見解に照らし、どう説明するのですか。総理は答弁を避けてきましたが、この際、はっきりしていただきたい。

新大綱は、中国と北朝鮮を名指しして事実上の軍事的脅威に位置づけ、2プラス2で台湾問題に初めて言及しました。台湾への軍事的介入戦略を持つアメリカと対中軍事戦略を共有するというのですか。これは、一つの中国という政府方針と矛盾するものではありませんか。台湾問題の解決に当たって何よりも大切なことは、一つの中国の

原則を厳格に貫くこと、あくまでも平和的話し合いによる解決を目指すことであることを強調するものです。

以上、新防衛大綱、中期防の撤回を求め、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 赤嶺議員に答弁いたします。

日米の共通の戦略目標と日米協力についてでございます。

日米の共通戦略目標は、日米おのこの努力、日米安保体制の実施及び同盟関係を基調とする協力を通じて追求するものであります。日米両国が常に共同で行動することを意味するものではございません。

なお、一昨年のイラクに対する武力行使は、累次の関連安保理決議に基づき行われたものであり、国連憲章に合致したものであると思っております。

日米の共通の戦略目標と日米安保条約の関係でございますが、我が国は、従来より、世界の中の日米同盟という考え方のもと、イラクやアフガニスタンにおける貢献など、グローバルな安全保障面での課題についても、国際平和への貢献として米國と協力を進めてきておりますが、これは日米安保条約そのものを根拠として行うものではありません。

したがって、先月の2プラス2の共同発表において、世界の中の日米同盟に基づく協力を通じて追求すべきものも含めた戦略目標が掲げられていることをもって、日米安保体制をグローバルなものへと変質させることにはなりません。

自衛隊の任務についてでございますが、新防衛大綱におきましては、自衛隊の任務における国際平和協力活動の位置づけを含め所要の体制を整えることとしております。これは、自衛隊が国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組むための措置であり、在日米軍基地の再編と関連を有するものではありません。

また、我が国が憲法上保持し得る自衛力は、自衛のための必要最小限度のものであり、その範囲内において国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組むとすることは、矛盾するものとは考えられておりません。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

地域再生法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、地域再生法案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣村上誠一郎君。

〔国務大臣村上誠一郎君登壇〕

○国務大臣村上誠一郎君 このたび、政府から提出いたしました地域再生法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生、すなわち地域再生を推進することが重要な課題となっております。

地域再生を推進する上では、地方公共団体が、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を生かして、自主的かつ自立的な取り組みを行い、国はこのような地域

の取り組みを総合的かつ効果的に支援する必要があります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、地域再生基本方針の策定等、政府全体として行う地域再生への取り組みを明確にするとともに、複数の省庁にまたがる同種の事業について、窓口を一本化して実施するための交付金の交付等の特別の措置を地域再生計画の認定に基づき講ずることにより、地域再生を一層強力に推進しようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針を閣議決定により定めるものとしております。

第二に、地方公共団体による地域再生計画の認定申請、内閣総理大臣による計画の認定等の必要の手續を定めております。

第三に、認定を受けた地域再生計画に基づき、地域再生に資する事業に対する投資を促進するための課税の特例、地域における生活環境の整備及び経済基盤の強化のための事業に充てられる交付金の交付等の特別の措置を講ずることとしております。

第四に、地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする地域再生本部を設置することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

地域再生法案(内閣提出)の趣旨説明に対する

質疑

○議長(河野洋平君) たいだいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。宇佐美登君。

(宇佐美登君登壇)

○宇佐美登君 宇佐美登でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表いたします。さて、この法案も、悪い意味で小泉政権らしい法案であります。郵政改革や年金改革と同じように、お題目は立派だけれども中身が伴わない典型的な法案であります。もしも法案の名前のように本当に地域再生をする法案でしたら、もう手を挙げて賛成をするところでございますけれども、しかしながら、手続も中身も地域再生とはほど遠いものであります。

まず第一に、手続の問題であります。すべての省庁にかかわり、今後の地方に対する補助金制度をも根本から変えるかもしれないこの大変重要な新法を日切れ扱いと称し、三月三十一日までの年度内に国会で通せとは、いかなる考えでありますか。

政府は、一年半にもわたり、経済財政諮問会議などで議論をしてきたようでありませうけれども、それにしても、この法律案は余りにもお粗末であります。即効性を求められる制度改革ならともかく、この法案はすべての国民にかかわり、それぞれの立場に照らし合わせて十分な審議をすべき法案であります。それを、時間を制限するとは、余りにも国会軽視ではありませんか。(拍手)

村土大臣に、日切れ扱いとしたその意味、理由を答弁を求めます。

第二に、現状認識であり、法案の目的です。

政府は、景気は回復していると繰り返しアナウンスメントしていますが、多くの国民の生活実感と大きくずれています。なぜなら、現在の景気回復は、一部の業界や一部の企業、特に大企業に限った話であり、それらの企業ですら、世界経済の回復による輸出増や賃金抑制によって利益をぎりぎり捻出しているような状況だからであります。ですから、利益の出ている一部の業界や企業で働くサラリーマンでさえ、賃金水準が上昇しているとは言いがたい状況であり、中小企業で働く大半の人たちは賃金が下がり続けています。

また同時に、政府によると、すべての地域で景気は回復傾向にあるとのことですが、これもまた、現実とは乖離しています。日本有数の中小零細企業の集まる私の地元東京都大田区では、全くと言っていいほど景気の回復感はありません。

政府の中小企業に関する統計は、資本金二千万円以上を対象としています。地元の人たちからしてみれば、資本金二千万円以上といえば中堅企業というのが実感であり、それらの企業の現況をもつて地方経済を語ることは欺瞞に満ちていると言いかいようがありません。

地方経済は、現実には相当疲弊しており、働けど働けど我が暮らしに楽にならずというのが地域の現状ではないでしょうか。(拍手)

地域を再生するためには、なぜここまで地方が疲弊したのか、なぜ地域再生が必要なのか、その分析なくして有効な方策は見出せません。しかし、本法案の目的を規定している第一条を見ても、「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応し」としか書かれていません。

本当に、少子高齢化の進展、産業構造の変化等

のみによって今日の状況は生み出されているのでしょうか。また、単純に産業構造の変化と言っていますが、産業構造の変化とは果たして何を指すのでしょうか。

他人事のように政府は言いますが、景気対策と称したばらまきにより地方を借金漬けにしたがら、改革と称して地方を切り捨てている自民党政権が地方を苦しめているのです。(拍手)

地方経済の現況と地域再生というテーマの重要性についてどのように認識しているのか、明快な答弁を求めます。

続いて、法案内容についてであります。地域経済が疲弊した大きな原因は、中央による、地域の実情を無視した画一的な押しつけであります。ですから、地域を再生するためには、地域の知恵を最大限生かすことが重要であり、そのためにも、地方分権改革や規制改革の断行が不可欠であります。

私たち民主党は、補助金を大胆に廃止して一括交付金制度を創設すること、税源移譲を行って従来の補助金行政を打破し、地方の自由度、裁量性を飛躍的に高めると同時に、大胆な規制改革を行って、民間の活力を最大限に引き出すことで、地域のことは地域で決めることのできる環境を整備し、地域を再生することをマニフェストとして打ち出しております。

対する小泉自民党政権の本法案では、補助金ばらまき型政治を継続する法案であります。地域再生計画の提出に当たっては、国からの支援について、用意されたメニューの中からしか選ぶことができず、地方が独自の提案を申請できない仕組みになっております。地方がメニューに独自提案を盛り込むためには、地域再生計画の提出とは別途呼びかけられる募集に応募しなければなら

りません。その後のフローを描いてみると、地方自治体などは、時の政権与党の議員と一緒に、内閣府に陳情と称して地域再生計画認定申請の許可を懇願し、補助金の承認をもらい、また、税制上の特例の申請をやはり与党税制調査会に働きかけるという現在の動きと何ら変わりはありません。(拍手)

その上、審査は事実上、各省庁にゆだねられています。これでは、全く現状と同じで、縦割り行政、中央集権の弊害を解消できないと考えますが、本法案が成立したとしても、この仕組みを変えないつもりなのでしょうか。

また、改革とは、例えば人件費を削減するとか仕事量が減るということでありませう。この法案が成立すれば、中央省庁全体として仕事は減りますか、ふえますか。窓口が内閣府で、ふえるだけではありませんか。中央省庁の役人の数を減らすことができませうか。

なぜ各省市に同意を求める必要があるのか、もつと内閣府がリーダーシップを持つべきだと考えますが、明快な答弁を求めます。(拍手)

第十三条には、道整備交付金など交付について規定をされていますが、これら交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の対象になるのでしょうか。答弁を求めます。

対象になるのであれば、モニタリング実施と称して、報告を求めた上で措置の要求の名のもとで指導を行い、それでも自分たちの意に沿わない地方公共団体には、交付金を返還させることが可能になると思います。これでは、補助金は幾ら束ねても補助金という結果になり、名前は交付金だけれども何ら従来と変わらない補助金行政が続くことになりかねないと考えますが、いかがでしょうか。はつきりとお答えいただきたいと思います。(拍手)

以上、本日の大臣答弁を参考にして、我々は賛否を決めてまいります。真摯な答弁を求めます。最後に、地域再生法の議論の前に必要なのは、国会の再生ではないでしょうか。

前代未聞の強制わいせつ罪で国会議員が逮捕されたり、一億円をもらったことも覚えていられない議員がまた本会議場にいたり、また、本会議中の堂々と寝ている議員の何と多いことでしょうか。民間で大事な会議中に寝ていたらどうなるでしょうか。子供たちが見ていたらどう思うでしょうか。

私たちは国民から未来を託されています。国民の皆さんの苦勞をしつかりと見詰めて、痛みを伴う改革はまず政治家と役人から実行していこうではありませんか。(拍手)
現在、議員会館の建て直しが計画されていますが、その前に国会議員の数を大胆に減らすことが

必要ではないでしょうか。また、年金協議の前に国会議員の年金を廃止しようではありませんか。(拍手)消費税議論の前に我々がみずから痛みを伴う改革を行って初めて、国民の皆さんは納得してくれるのであります。

政治の信頼回復こそが何よりも先決であること訴えて、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣村上誠一郎君登壇〕
○国務大臣村上誠一郎君 宇佐美君の御質問にお答えいたします。

地域再生法案を日切れ扱いとした理由についてお尋ねがありました。本法案は地方の要望を踏まえて法案化されたものであり、地方公共団体からはその早期の施行につき、高い関心が寄せられているものであります。本法案に基づく地域再生の交付金については、新年度の予算の成立と連動して、速やかに制度の周知、地方公共団体における予算化及び地域再生計画の策定、認定申請等の一連の事務が行われる必要があります。

仮に、法案が十六年度内に成立せず、十七年度当初からこれらの事務に取りかれない場合、十分な事業実施期間を確保できず、予定した事業の円滑な執行ができなくなるなどの弊害が生じるおそれがあります。

以上のことから、本案については、地方の期待にこたえるべく日切れ扱いと審議をお願いしているものであります。

次に、地域経済の現状と地域再生の重要性についてお尋ねがありました。
現在、我が国経済全体としては景気回復局面にありますが、各地域の経済状況には地域間のばらつきが存在しております。その要因は、地域の産

業構成の違いなど、地域ごとに異なっており、そのため、地域再生は、全国一律の政策によるのではなく、地域の自主的、自立的な取り組みに基づいて行われることが重要と認識しております。

そのため、厳しい財政事情のもと、ばらまきの財政支援に頼るのではなく、歴史的、文化的資産や気候、風土といったそれぞれの地域の力、特性を生かし、地域が自主的、自立的な取り組みをみずから考えて行い、アイデア合戦を進めること、すなわち、自主的に自立を目指して、自分で考えるという取り組みが重要であると考えます。

地域再生は、地域の具体的な提案に基づき、このような地域の取り組みを総合的かつ効果的に支援する必要があるとの認識に基づいて進めているものであります。(拍手)

次に、地域再生計画に対する支援のあり方についてお尋ねがありました。
今回の地域再生の支援措置は、地域からの具体的な提案に基づき、内閣官房が一元的に関係省市と総合調整した結果として、新たに講じることとなったものであります。この中には、省庁横断的な交付金の創設など、従来実現できなかった戦後の取り組みが盛り込まれており、縦割り行政の打破、地域の自主裁量性の拡大という点で画期的なものになっていると認識しております。

また、国の支援メニューの改善につきまして、今後とも地域からの地域再生に関する提案募集を引き続き実施する予定であり、これらの地域からの声を踏まえつつ、支援措置の充実を図る所存であります。

なお、地域再生計画の認定に当たっては、交付金等の国の財政負担を伴う支援措置を講じるものであることから、ばらまきにならないよう、地域再生に寄与するなどの一定の基準を満たしている

かどうかをチェックすることは必要であると考えています。

関係行政機関の同意については、所管省庁との施策の整合性の確保を図る観点から、必要最小限のチェックを行うためのものであります。

いずれにしても、地域の自主性、自立性を尊重することを旨として、地域の策定した地域再生計画を最大限、積極的に支援してまいりたいと考えております。

地域再生法案の成立に伴う政府の業務、人員の増減の見込みについてお尋ねがありました。

地域再生法案の成立に伴い、政府が行うこととなっている事務は、地域再生計画の認定に関する事務、地域再生の交付金に関する事務であります。

地域再生計画の認定に関する事務については、従来より地域再生本部決定に基づく認定事務を実施しており、事務が増加するものではなく、課税の特例の対象となる会社の指定の事務も含め、現行の体制で対応することとしております。

また、地域再生の交付金に関する事務については、事業所管省庁の補助金を整理統合した交付金であることから、内閣府において各省市から各種施設に関する専門的な知見を持った職員を集めて対応することとしており、政府全体として事務が増加するものではなく、特別の人員増も考えているものではありません。

関係省庁の同意の必要性についてお尋ねがありました。

御質問のとおり、地方公共団体が認定申請する地域再生計画において、地域再生法案で設けられる三つの支援措置、すなわち、一、省庁横断的な地域再生の交付金、二、地域再生事業を行う企業

への投資についての課税の特例、三、補助対象施設の転用手続の簡素化、迅速化が盛り込まれている場合には、法律上、内閣総理大臣の認定に際して関係省庁の同意が必要となります。

この関係省庁の同意を必要としている理由は、支援措置に係る事業について、所管省庁の施策の整合性の確保を図る観点から、必要最小限のチェックを行うためであります。地域再生計画の認定に当たっては、地域負担を軽減し、かつ、円滑な実施が図られるよう、地域において策定された計画の意図を踏まえて、内閣府において一元的に関係省庁との調整を行ってまいります。

地域再生交付金と補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の関係についてお尋ねがありました。

地域再生のための交付金は、地域再生に資する基盤整備を行うなど、一定の施策目的を持ったものに対する交付金であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の対象となっておりません。

これは、これらの交付金とその交付目的、交付条件に反して使用されるなどの交付金の不正な使用の防止を図る観点から、その返還等の措置をとることを可能とするためであり、御指摘のように、国の意に沿わない地方公共団体に対して関与する手段とするものではありません。

なお、この交付金は、従来の補助金とは異なり、縦割り行政の打破、地方の自主性、裁量性の向上の観点から、各種手続の一元化、簡素化を図るとともに、計画に基づく自由な施設配置、事業間の予算の融通や年度間の事業量の変更を可能とするなど、地方公共団体にとって使い勝手を格段

に向上させるものであります。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 小泉純一郎君
外務大臣 町村 信孝君
国務大臣 大野 功統君
国務大臣 細田 博之君
国務大臣 村上誠一郎君

出席内閣官房副長官及び副大臣

内閣官房副長官 杉浦 正健君
内閣府副大臣 林田 彪君
防衛庁副長官 今津 寛君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る十一日、内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

(応召議員)

一、去る十一日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

沖縄県第二区

照屋 寛徳君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

奥野 信亮君

菅原 一秀君

田嶋 要君

岡本 充功君

菅原 一秀君

奥野 信亮君

岡本 充功君

田嶋 要君

厚生労働委員

補欠

中西 一善君

西川 京子君

経済産業委員

補欠

中西 一善君

西川 京子君

決算行政監視委員

補欠

谷津 義男君

中西 一善君

議院運営委員

補欠

辞任

補欠

中山 泰秀君

谷 公一君

谷 公一君

西銘恒三郎君

西銘恒三郎君

中山 泰秀君

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

補欠

辞任

補欠

谷川 弥一君

柴山 昌彦君

渡辺 喜美君

佐藤 勉君

鈴木 克昌君

泉 健太君

佐藤 勉君

渡辺 喜美君

柴山 昌彦君

泉 健太君

文部科学委員

辞任

補欠

加藤 紘一君

遠藤 利明君

近藤 基彦君

谷本 龍哉君

古屋 圭司君

城内 実君

笠 浩史君

小宮山泰子君

小宮山泰子君

市村浩一郎君

市村浩一郎君

岩國 哲人君

岩國 哲人君

樋高 剛君

遠藤 利明君

加藤 紘一君

城内 実君

古屋 圭司君

谷本 龍哉君

近藤 基彦君

樋高 剛君

笠 浩史君

厚生労働委員

補欠

辞任

補欠

青山 丘君

木村 勉君

上川 陽子君

保坂 武君

木村 義雄君

田中 和徳君

西川 京子君

水野 賢一君

森岡 正宏君

小淵 優子君

泉 健太君

鈴木 克昌君

藤田 一枝君

山花 郁夫君

小淵 優子君

古川 禎久君

木村 勉君

葉梨 康弘君

古川 禎久君

大前 繁雄君

加藤 勝信君

森岡 正宏君

田中 和徳君

木村 義雄君

葉梨 康弘君

青山 丘君

保坂 武君

上川 陽子君

水野 賢一君

西川 京子君

官 報 (号 外)

鈴木 克昌君 泉 健太君 山花 郁夫君 藤田 一枝君 経済産業委員 補欠	保険業法等の一部を改正する法律案 証券取引法の一部を改正する法律案 行政手続法の一部を改正する法律案 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案 一、昨十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案 （議案受領）	き、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第二号） 以上二件 環境委員会 付託 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案（内閣提出第一八号） 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九号） 以上二件 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 付託	証券市場をめぐる諸問題に関する質問主意書（島聡君提出） 一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 司法試験委員会の権限に関する再質問主意書（村越祐民君提出） （答弁書受領） 一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員高橋千鶴子君外一名提出食の安全・安心に関する質問に対する答弁書 衆議院議員赤嶺政賢君提出沖縄県における待機児童解消の諸施策と認可外保育施設の対策に関する質問に対する答弁書 平成十七年三月一日提出 質問 第二五号 食の安全・安心に関する質問主意書 提出者 高橋千鶴子 山口 富男
（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員 辞任 補欠 中西 一善君 西川 京子君 一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員 辞任 補欠 西川 京子君 永岡 洋治君 （議案提出） 一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件 千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件	一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案 日本アルコール産業株式会社法案 （議案付託） 一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第三号） 総務委員会 付託 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六号） 経済産業委員会 付託 一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 環境省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第三二号） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づ	一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案 （決議送付） 一、去る十日、河野議長から小泉内閣総理大臣あて、次の決議を送付した。 京都議定書発効に伴う地球温暖化対策推進の強化に関する決議 （質問書提出） 一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 長崎県大瀬戸町西泊海岸のボタ山撤去等に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出） 日本放送協会の受信料未納問題等に関する質問主意書（松野信夫君提出） 一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	

とながら厚生労働省や農林水産省の監督指導のあり方をも厳しく見られている。この雪印乳業集団食中毒事件を契機に厚生省(当時)での有識者懇談会による、「飲用乳の製品の再利用に関する報告書」などを踏まえ、「食品衛生法」の厳格な運用と「製品再利用に関する指針」を明確にするなど業界への指導が行われたものと理解している。そして、業界団体である日本乳業協会は、「飲用乳の製品の再利用に関するガイドライン」及び「品質保証と危機管理」等など信頼回復に向けて自ら襟を正す基準を策定するに至った。

しかし、残念ながら食品を巡る不祥事・不正行為はその後とも続発する異常な事態にある。特に、雪印乳業集団食中毒事件を契機に業界トップ企業になった明治乳業において、雪印乳業の教訓が生かされることなく同様の不祥事が繰り返されていることは重大である。そしてこれは監督指導に当たるべき行政の責任であることも明白である。従って、次の事項について質問をする。

1 明治乳業稚内工場での「汚染脱脂粉乳再利用」問題について

- ① 厚生労働省の「食品衛生法第十一条第二項に違反」という見解に対して、明治乳業は再利用の発覚時「社内規定に基づくもの」と釈明しているが、「雪印乳業集団食中毒事件」の原因であった「汚染脱脂粉乳の再利用」が業界トップ企業で繰り返されていたことに対する監督省庁の責任をどう考えているか。
- ② 「食品衛生法」違反の認識もなく、「社内規定で汚染原料の再利用」が行われていた等、「食品衛生法」に対する企業モラルが厳しく問われているが、明治乳業に対しいかなる行政指導を行ったか、事件発覚後の経緯と指導内容について明らかにされたい。

③ 北海道厚生局、稚内保健所が立ち入り調査で「汚染脱脂粉乳再利用」を確認したのが二〇〇四年七月であり、食用流通停止の「食品衛生法違反」という指導が八月になされ、その後九月十三日に業界紙が報道するまで事件はいつい公表されなかった。北海道厚生局は「食用に流通していないので公表しなかった」としているが、「法律違反の疑いが強い事例なのに、積極的に公表しないのは甘い対応ではないか(北海道新聞)」という消費者・国民の不信・疑問は当然である。この点に関する厚生労働省の認識と公表しなかった経緯について明らかにされたい。

④ 明治乳業は「社内規定に基づく再利用」と釈明しているが、全社的な問題であることは明白である。直ちに全社各工場の製造検査記録などを可能な限りさかのぼって立ち入り調査を行い、総点検の結果を公表することが監督省庁の当然の対応と考えるがどうか。

⑤ 明治乳業は、社内では法令及び社会の視点という面での認識が不足していたことを痛感(リスクコンプライアンス委員長の従業員への説明)等としているが、公には謝罪も再発防止への「危機管理体制の見直し」も公表していない。企業責任と今後の対応について、公表させるべきだと考えるがどうか。

2 農林漁業金融公庫(以下、公庫と略す)の明治乳業への多額融資に関して

- ① 公庫が明治乳業に融資している金額・利息・担保(一九九七年度・二〇〇三年度について明らかにされたい)。
- ② 公庫の設立趣旨との関係で、乳業界トップ企業の明治乳業への二百十五億円余の融資は「正常な融資」といえるのか。

③ 公庫の融資は、長期・低利であり、国から多額の赤字補給金(二〇〇二年度六百六十二億円、二〇〇三年度六百五億円)が投入されている。経営困難な農林漁業の振興発展を目指す融資なら当然であるが、筆頭株主が「みずほ銀行」という業界トップ企業に対して同じ融資条件で多額に行われることに問題は無いのか。

④ 財政制度等審議会財政投融資分科会(二〇〇四年十月二十七日)における宮坂農林水産省大臣官房審議官の報告について、「資金使途の一部を廃止するなり、大企業向けの融資率引き下げ」等の実施を報告しているが、「一部廃止」とは何をさすのか。また、「融資率引き下げ」の具体的内容は何か。

⑤ 食品産業融資枠を二〇〇一年度の千二百二十億円から二〇〇四年度には六百八十億円に減少させたとの宮坂報告があるが、明治乳業への多額融資はなぜ問題にならないのか。融資の背景も含め明らかにされたい。

⑥ 一九九一年の「食品流通改善資金」及び一九九八年の「食品産業品質管理高度化促進資金」創設の背景と理由について明らかにされたい。

⑦ 「食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的」とする政策金融を多額に利用している明治乳業がこれまで述べてきたような不祥事・不正行為を繰り返す、その事実を隠蔽していることに対する行政の指導責任(貸し手責任をどう考えているのか。また、「食の安全・安心」への消費者・国民の信頼に応えるためにも、コンプライアンスはもろろんのこと、業界の

トップ企業として健全な企業活動を行うよう指導すべきと考えるがどうか。
右質問する。

内閣衆質一六二第二五号
平成十七年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員高橋千鶴子君外一名提出食の安全・安心に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員高橋千鶴子君外一名提出食の安全・安心に関する質問に対する答弁書

1の①及び②について

北海道からの報告によると、北海道稚内保健所が平成十六年七月十四日及び十五日に行った明治乳業株式会社稚内工場(以下単に「稚内工場」という。)に対する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十八条の規定に基づく立入検査の結果、稚内工場で製造された脱脂粉乳の中に大腸菌群が検出されたものがあること及び当該大腸菌群が検出された脱脂粉乳の一部が稚内工場内で他の脱脂粉乳の原材料として使用されたことが確認された。このため、北海道は、同法第十一条第二項の規定に違反するおそれがあると判断し、同日、明治乳業株式会社に対し、大腸菌群が検出された脱脂粉乳及び当該大腸菌群が検出された脱脂粉乳が原材料として使用された脱脂粉乳が食品として飲食に供されないよう適切な措置を講ずるよう口頭で指導した。さらに、同年九月一日には、大腸菌群が検出された脱脂粉乳及び当該大腸菌群が検出された脱脂粉乳が原材料として使用された脱脂粉

乳のすべてが食用以外の用途に転用されたことを確認した。

厚生労働省としては、御指摘の「雪印乳業集団食中毒事件」の発生を踏まえ、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を改正し、脱脂粉乳に関する製造の方法の基準を設定するなど所要の措置を講じてきたところであり、今後とも、食品衛生法を所管する省庁として食品の安全性の確保に努めてまいりたい。

1の③について

北海道からは大腸菌群が検出された脱脂粉乳及び当該大腸菌群が検出された脱脂粉乳が原材料として使用された脱脂粉乳のすべてが明治乳業株式会社の倉庫及び工場に保管されており、食品衛生上の危害の発生のおそれが認められなかったことから、本件について公表しなかったものと聞いており、特に問題がある対応ではなかったと考えている。

1の④について

明治乳業株式会社の脱脂粉乳製造工場は、すべて北海道内に所在しており、北海道から、平成十六年七月十五日以降同社のすべての脱脂粉乳製造工場に立入検査を実施した結果、他に大腸菌群が検出された脱脂粉乳が原材料として使用された脱脂粉乳を製造したという事実はないことを確認したと聞いている。

1の⑤について

明治乳業株式会社においては、平成十六年七月十四日及び十五日に北海道稚内保健所が行った稚内工場に対する食品衛生法第二十八条の規定に基づく立入検査の結果及びその後の経緯等について、同年九月十四日に謝罪の意も含め公表したと承知している。

2の①から③まで及び⑤について

農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号。以下「公庫法」という。）に基づき、農林漁業者に対する農林漁業の生産力の維持増進に必要な資金に加え、食品の製造、加工又は流通の事業を営む者に対する食料の安定供給の確保に必要な資金を貸し付けることができることとされている。農林漁業金融公庫資金の貸付金額の限度、利率、償還期限等の貸付条件は、貸付金の種類や貸付先の経営規模に応じて定められている。

御指摘の「食品産業融資枠」は、公庫がそれぞれの年度において新たに貸し付ける資金の貸付計画枠を示すものであり、一貸付先に貸し付けている融資残高と比較することは適切ではないと考える。

なお、公庫の個々の貸付先に対する貸付金額、利率、担保等の取引の内容については、貸付先の利益を害するおそれがあるので、答弁を差し控えたい。

2の④について

公庫においては、「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）を踏まえて、公庫法第十八条の二第二項第二号の規定に基づく新規用途事業等資金、同項第三号の規定に基づく中山間地域活性化資金等の貸付金の使途の一部を廃止し、また、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第一項の規定に基づく特定農産加工資金について、一定規模以上の法人に貸し付ける場合の融資率を引き下げる等の措置を講じたところである。

2の⑥について

お尋ねの「食品流通改善資金」は、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の制定に伴い、同法第六条の規定に基づく資金として、また、お尋ねの「食品産業品質管理高度化促進資金」は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）の制定に伴い、同法第十条の規定に基づく資金として、それぞれ創設されたものである。

2の⑦について

公庫においては、資金の貸付けに当たり、資金の種類ごとに定められた貸付条件に適合するか否か、資金に係る事業計画が関係法令に照らし適当であるか否か等について審査するとともに、貸付け後においては、貸付条件の遵守や債権保全の観点から必要に応じ、貸付先に対し報告の徴収や助言を行っているところである。農林水産省においては、今後とも、公庫の業務が適正に行われるよう、公庫法の規定に基づき適切な監督を行ってまいりたい。

平成十七年三月三日提出
質問 第二六号

沖縄県における待機児童解消の諸施策と認可外保育施設の対策に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

沖縄県における待機児童解消の諸施策と認可外保育施設の対策に関する質問主意書

沖縄県は、公立保育所が一四七ヶ所、認可保育所が一九一ヶ所、合計三三八ヶ所、二七、九一〇人の児童が入所している。一方、認可外保育施設は、四六七ヶ所、二五、〇八四人の児童が入所

している。

認可外保育施設の数が全国一と言われている東京都と比べても、認可外保育施設に入所している児童数は二五、〇八四人と約二倍である。

沖縄県の待機児童数は、認可保育所に入所できないために止むを得ず認可外保育施設に入所して入所待ちをしている「潜在的待機児童」を含めると一六、〇四二人に達しており、人口が集中している那覇市、浦添市、沖縄市、具志川市などの都市部において顕著である。

沖縄県における認可外施設の多くは、公立保育所、認可保育所の保育事業を代替し、待機児童の受け入れ先となつて保育を行なっているのが現状である。

この要因は、沖縄県の県民所得は全国と比較して七一・四パーセントと低く、働く女性が多い上に、パートタイム等の就労形態の変化に伴い保育ニーズが多様化しているが、低年齢児を受け入れる施設が乏しくて少ないことにある。

歴史的には、沖縄が長期に米軍占領の下におかれ、公立、認可保育所の整備をはじめ児童の保育に対する国の対策や支援がなかったという特殊な事情がある。

国は、「子ども・子育て応援プラン」を策定して、「待機児童ゼロ作戦」をさらに進め、二〇〇九年度までに二一五万人の受け入れ児童数の拡大を図るという目標を掲げて対策を講じている。

沖縄県においては、待機児童を解消するための施策及び認可外施設の対策は緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 待機児童解消のための施策について

1 沖縄県の場合には、待機児童は、新定義に

よると二、九三五人二〇〇四年一〇月現在であるが、認可外保育施設に入所している児童についてみると、二五、〇八四人のうち五五パーセント、一三、七九六人は「潜在的待機児童」ということである。

那覇市でみると、待機児童は四〇四人であるが、認可外保育施設は一〇八ヶ所、四、六五二人の児童が入所しており、そのうちの二、六〇五人は「潜在的待機児童」である。

児童福祉法の総則及び同法第二十四条の法の趣旨に照らして、沖縄県における認可外保育施設に入所している「潜在的待機児童」を含む待機児童の実態について、どのように考えるか。

2 沖縄県は、全国的に最も多い待機児童を抱えており、「沖縄振興開発計画」においても、「保育所の整備を促進し、保育所待機児童の解消に努めるとともに、認可外保育施設の認可化促進」と「認可外保育施設の向上を図る」と位置づけている。国は、解消のためにどのような対策を講じているのか。また県に対していかなる指導をしているのか。

3 国は、全国的には、待機児童の解消のための対策として、認可保育所の増設、定員基準の弾力化、保育分園の設置、園庭を付近の公園で代用を可とする設置基準の弾力化等の規制緩和、幼稚園のあずかり保育等の対策を講じているが、これらの施策によって待機児童は、どの程度解消されたのか明らかにされた。また沖縄県においてはどうか。

二 認可外施設の対策と消費税の非課税措置について

児童数の割合は全国と比べても極めて高いと言われているが、実態はどのようなものか。この際、現状を正確に把握するためにも、各都道府県別に、公立保育所、認可保育所、認可外保育所に入所している児童数、施設数、その割合等についての概要を明らかにされたい。

2 沖縄県においては、公立保育所、認可保育所が少ない中で児童の保育に大きな役割を担っている認可外施設に対しては、国は、特殊事情を踏まえて当該施設の環境整備等の特別の対策等を講ずべきと考えるがどうか。

3 認可保育所の保育事業を代替し、待機児童の受け入れ先となつて質の高い保育を行なっている認可外保育施設に対しては、児童への適正な保育内容、保育環境、衛生、安全を確保するための対策を講じ、認可保育所への転換等を図るべきと考えるがどうか。

4 国は、「次世代育成支援対策の推進」と「人間力」を高め、安心して働ける社会の実現の一環として「次世代育成対策の推進」を掲げている。それは、認可外保育施設に対する指導・監督制度の充実に伴う一定の保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置をとることとしている。

認可外保育施設のうち一定の基準を満たすもので、都道府県知事等から当該基準を満たす旨の証明書の交付を受けた場合に、利用料に係る消費税を非課税とすると聞いているが、その主な内容と考え方について説明されたい。

5 認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものとは、二〇〇五年一月に厚生労働省が各

都道府県等宛に発した「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」という通達及び同通達の別表にある評価基準を満たした施設をいうのか。この基準を満たした施設については消費税を非課税にするということなのか、いつから実施されるのかを伺いたい。

6 この基準に照らした場合、沖縄県の認可外保育施設四六七ヶ所のうち、非課税の対象となる施設は何ヶ所になるのか、県当局から報告を受けていれば明らかにされたい。

7 子どもにとつて、適正な保育内容、保育環境、衛生、安全等が確保されることは当然のことである。しかしながら、沖縄県は、公立保育所、認可保育所が少ないことから、認可外保育施設が大勢を占め児童の多くが入所しているが、父母は認可外施設に入所させざるをえないのが現実である。

今年度から、消費税の免税点が三、〇〇〇万円から一、〇〇〇万円に引き下げられたことから、認可外施設の運営が困難になることが予想される。施設を運営する主体はもとより父母の方々は不安と危惧の念を抱いている。消費税の非課税の対象にならない認可外施設は、施設自体が負担するか、父母への利用料への上乗せ(負担増)、すなわち利用料の値上げという措置をとらざるを得ないことになる。

父母の利用料値上げということになれば、子どもたちの保育のために父母への負担が一層重くのしかかることになり、国のいう「子ども・子育て支援」の施策と逆行することになるが、このことについてどのように考えるのか。

8 認可外施設の関係者の多くからは、非課税にしてほしいという要求が強いが、これについてはどのように考えているのか。基準を満たさなければ、非課税にしないということであれば、こうした施設に入所している子どもの保育の充実、環境、衛生、安全等を確保するために、国はなんらかの対策を講ずべきだと考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆質一六二第二六号
平成十七年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出沖縄県における待機児童解消の諸施策と認可外保育施設の対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員赤嶺政賢君提出沖縄県における待機児童解消の諸施策と認可外保育施設の対策に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の沖縄県における「潜在的待機児童」が何を指すのか明らかではないが、沖縄県における待機児童(児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第三十号))による改正後の児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第四十条第一号に規定する保育の実施の申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であつて保育の実施が行われていないものをいう。以下同じ。)の実態につい

では、その数が平成十六年十月一日現在で二千九百三十五人上っていることから、保育サービスの更なる充実を図ることが求められている状況であると認識している。

一の2並びに二の2及び3について

待機児童の解消については、平成十三年七月六日に閣議決定した「仕事と子育ての両立支援策の方針について」による待機児童ゼロ作戦を推進している。なお、平成十七年度からは、平成十六年六月四日に閣議決定した「少子化社会対策大綱について」や同年十二月二十四日に少子化社会対策会議が決定した「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画(子ども・子育て応援プラン)」に基づき、その早期解消に取り組んでいくこととしている。また、保育サービスについては、児童の健全な育成のために必要な保育水準を確保するため、児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)に規定する基準を満たす児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所(以下「認可保育所」という。)において実施されることが基本であると考えており、比較的良質な認可外保育施設の認可保育所への転換を図るための施策として、平成十四年度から、転換に向けて保育内容の指導等を市町村が行うために必要な経費の一部について助成を行っているところである。

特に沖縄県に対しては、右に述べた対策に加えて沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第百五条第一項及び沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二二号)第三十八条第一項の規定に基づき、認可保育所の整備に係る

負担金及び補助金について他の地域よりも国の負担及び補助の割合を高くする措置を講じているところである。なお、当該負担金及び補助金については、平成十七年度からこれまでの措置を参酌した交付金に改める内容を含む沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案を今国会に提出している。

沖縄県における保育対策については、今後とも、沖縄県の保育対策の担当部局の相談に応じつつ、沖縄県における認可保育所の整備状況等の事情を踏まえて、保育需要に対応した保育サービスの更なる充実を支援してまいりたい。

一の3について

待機児童の解消については、待機児童ゼロ作戦に基づき受入れ児童数の増加を図っており、全国においては、平成十四年度に約五万四千人、平成十五年度に約五万八千人の受入れ児童数の増加が図られたところである。一方、保育需要も増大しており、平成十四年四月一日に二万五千四百四十七人であった待機児童数は、平成十六年四月一日現在二万四千二百四十五人となっている。

沖縄県においては、平成十四年度に約二千八百人、平成十五年度に約三千二百人の受入れ児童数の増加が図られたところである。一方、保育需要も増大しており、平成十四年四月一日に千六百二十一人であった待機児童数は、平成十六年四月一日現在二千二百四十六人となっている。

二の1について

認可保育所に関し、各都道府県別のそれぞれの人所児童数及び施設数は、厚生労働省統計情報

報部社会統計課の「福祉行政報告例」の月報で公表しているところである。また、公立保育所及び認可外保育施設に関し、各都道府県別のそれぞれの人所児童数及び施設数は、別表のとおりであり、認可保育所に入所している平成十六年四月一日現在の児童数に対する認可外保育施設に入所している平成十六年三月三十一日現在の児童数の割合について算出すると、全国平均は〇・〇九であり、沖縄県は〇・九九である。

二の4及び5について

認可外保育施設については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成十三年三月二十九日付け雇児発第百七十七号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)を満たしていない施設がいまだに数多く見られることや、待機児童が存在し、認可外保育施設を利用せざるを得ない児童が多数存在することを踏まえ、認可外保育施設に対してより効果的な指導監督の実施を図る観点から、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」(平成十七年一月二十一日付け雇児発第〇一二一〇二号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、指導監督基準を満たしていると認められる施設に対し、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長がその旨を証明する証明書(以下「証明書」という。)を交付する際の要領について通知したところである。

認可保育所の保育料については、現在、消費税が非課税とされており、証明書の交付を受け認可外保育施設については、認可保育所に準

じた一定の保育サービスを提供する施設であることが明らかになることから、平成十七年度税制改正において、その利用料に係る消費税を非課税とすることとしたところである。

本非課税措置は、証明書の交付事務が円滑に実施されることが前提であり、その具体的な実施時期については、証明書の交付事務の実施状況を見極めて決定することとしている。

二の6について

沖縄県の保育対策の担当部局からは、現在、沖縄県においては、証明書の交付等に係る必要な準備を進めているところであり、現時点では、証明書の交付対象になる施設の総数については把握していないと聞いている。

二の7及び8について

児童の安全確保等の観点からは、保育サービスについて一定の水準を確保することが不可欠であると考えている。今般の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置については、認可保育所に準じた一定の保育サービスを提供する施設について行うものであり、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設にまでその対象範囲を広げることには問題があると考えている。

政府としては、沖縄県における保育サービスの充実に向けて、今後とも沖縄県と十分な連携を図り、比較的良質な認可外保育施設の認可保育所への転換を図る施策を推進するとともに、「少子化社会対策大綱について」や「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画(子ども・子育て応援プラン)」に基づき認可保育所の整備等を行ってまいりたい。

(別表)

各都道府県別 公立保育所及び認可外保育施設の状況

都道府県	認可保育所		認可外保育施設	
	公立保育所		施設数	入所児童数
	施設数	入所児童数		
北海道	448	27,728	337	8,061
青森県	124	7,122	67	2,200
岩手県	174	10,894	74	1,350
宮城県	221	16,370	203	4,612
秋田県	134	10,611	36	1,233
山形県	142	10,952	103	3,318
福島県	213	15,011	166	5,282
茨城県	203	16,275	127	4,156
栃木県	212	16,534	91	1,985
群馬県	142	13,643	74	1,576
埼玉県	473	42,844	476	7,935
千葉県	461	44,030	182	3,562
東京都	1,010	94,703	695	12,090
神奈川県	369	33,146	652	16,322
新潟県	501	36,984	65	1,913
富山県	252	20,089	18	315
石川県	235	18,250	20	249
福井県	169	12,356	17	452
山梨県	147	11,390	40	842
長野県	518	43,870	49	723
岐阜県	314	25,894	47	1,158
静岡県	254	23,590	187	4,005
愛知県	830	84,352	232	3,168
三重県	298	22,322	28	1,360
滋賀県	134	12,516	39	1,340
京都府	231	18,597	74	1,421
大阪府	487	50,738	503	8,075
兵庫県	410	32,715	304	11,376
奈良県	129	11,744	46	850
和歌山県	168	12,489	29	372
鳥取県	147	10,047	23	511
島根県	110	6,162	35	1,061
岡山県	221	16,468	70	1,620
広島県	420	32,850	153	3,386
山口県	151	9,673	68	1,358
徳島県	157	9,383	54	1,842
香川県	130	10,884	35	687
愛媛県	244	15,553	54	1,307
高知県	193	11,240	86	1,240
福岡県	296	26,376	306	6,883
佐賀県	70	5,938	59	1,803
長崎県	96	6,003	70	2,191
熊本県	208	13,059	99	3,622
大分県	99	5,364	89	2,975
宮崎県	137	6,656	101	3,752
鹿児島県	126	7,614	138	3,621
沖縄県	148	11,012	532	27,749
	12,356	1,002,041	6,953	176,909

(注1) 公立保育所の施設数及び入所児童数については、厚生労働省統計情報部社会統計課調べ(平成16年4月1日現在)による。

(注2) 認可外保育施設の施設数及び入所児童数については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(平成16年3月31日現在)による。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十六年十一月二日

提出者

仙谷 由人	大畠 章宏
奥田 建	海江田万里
梶原 康弘	菊田まきこ
近藤 洋介	田中 慶秋
高山 智司	中山 義活
計屋 圭宏	原口 一博
細野 豪志	松崎 公昭
村井 宗明	吉田 治
渡辺 周	
賛成者	
安住 淳	外五百五十七名

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「総則」の下に「(第一条・第二条)を、
「取引制限」の下に「(第三条―第七条の二)を、
「事業者団体」の下に「(第八条―第八条の三)を、
「独占的地位」の下に「(第八条の四)を、
「譲受け」の下に「(第九条―第十八条)を加え、
「第四章の二 価格の同調的引上げ」を削り、
「取引方法」の下に「(第十九条・第二十条)を、
「適用除外」の下に「(第二十一条―第二十三条)を、
「損害賠償」の下に「(第二十四条―第二十六条)を、
「組織等」の下に「(第二十七条―第四十四条)を、
「手続」の下

に「(第四十五条―第七十条の三)を、
「第三節 雑則」の下に「(第七十一条―第七十六条)を、
「訴訟」の下に「(第七十七条―第八十八条)を加え、
「第九章の二 雑則」を「第十章 雑則(第八十八条―第九十章 罰則)」を「第十一章 罰則(第八十九条―第九十章 犯則事件の調停)」に改める。
「第百条」に改める。
「第百一条―第百十八条」に改める。
「第二章 第七項第一号中「市場占拠率」を「事業分野占拠率」に改める。
「第七条第二項ただし書中「一年」を「二年」に改める。

「第七条の二第二項中、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響がある」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「事業者」に「当該事業者」に改め、「売上額」の下に「当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額」を加え、
「百分の六」を「百分の十」に、「百分の二」を「百分の三」に、「百分の一」を「百分の二」に、「課徴金」を「行政制裁金」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同項に次の各号を加える。

一 商品又は役務の対価に係るもの
二 商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの
イ 供給量又は購入量
ロ 市場占有率
ハ 取引の相手方
「第七条の二第二項中「前項」を「第一項」に、「該当する」を「該当する者である」に、「百分の六」を

「百分の十」に、「百分の三」を「百分の四」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・二」に改め、同項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の三を同項第四号とし、同項第二号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。
六 協業組合その他の特別の法律により協同して事業を行うことを主たる目的として設立された組合(組合の連合会を含む。)のうち、政令で定めるところにより、前各号に定める業種ごとに当該各号に定める規模に相当する規模のもの

「第七条の二第三項中「もの」を「者」に、「前二項に定める課徴金を「同項、第四項から第六項まで、第八項から第十項まで又は第十五項の規定により計算した行政制裁金」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第四項から第六項まで、第八項から第十項まで又は第十五項」に、「課徴金」を「行政制裁金」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「違反行為は」を「違反行為並びに当該会社が受けた第一項第二項において準用する場合を含む。」の規定による命令、第十四項及び第十七項の規定による通知並びに第四十八条の三第二項及び第五十四条の二第一項の規定による審決(以下この項において「命令等」という。)は、「違反行為」とを「違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された会社が受けた命令等」とに改め、同条第六項中「課徴金」を「行政制裁金」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

「前項の場合において、第七項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。」
「第七条の二第二項の次に次の十三項を加える。
第一項(第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定により行政制裁金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、行政制裁金の額の計算は、基準率(第一項に規定する率又は前項の規定により読み替えて適用する第一項に規定する率をいう。次項において同じ。)に代えて、基準率に当該基準率の百分の五十を加えた率を用いて行うものとし、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、第四項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。

一 当該違反行為に係る事件について第四十六条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日(以下この条において「調査開始日」という。)からさかのぼり十年以内に、第一項の規定による命令(審判手続の開始を請求することなく第四十八条の二第五項に規定する期間を経過しているものに限る。)若しくは第五十四条の二第一項の規定による審決(確定しているものに限る。)又は第十四項若しくは第十七項の規定による通知若しくは第四十八条の三第二項の規定による審決(次号及び次項において「行

政制裁金に係る命令等」という。)を一回に限り受けたことがある者

二 第四十六条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が行われなかった場合において、政令で定める日からさかのぼり十年以内に、行政制裁金に係る命令等を一回に限り受けたことがある者

第一項の規定により行政制裁金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、行政制裁金の額の計算は、基準率に代えて、基準率に当該基準率の百分の百を加えた率を用いて行うものとし、同項中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、第四項中「百分の四」とあるのは「百分の八」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の二・四」と、「百分の一」とあるのは「百分の二」とする。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、行政制裁金に係る命令等を受けたことがある者(前項第一号に該当する者を除く。)

二 第四十六条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が行われなかった場合において、政令で定める日からさかのぼり十年以内に、行政制裁金に係る命令等を受けたことがある者(前項第二号に該当する者を除く。)

公正取引委員会は、第一項の規定により行政制裁金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、行政制裁金の納付を命じないものとする。

平成十七年三月十五日 衆議院会議録第十一号

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日(第四十六条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が行われなかったときは、政令で定める日。次号及び次項から第十項までにおいて同じ。)以後に行われた場合を除く。)であること。

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていないこと。

第一項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が次の各号のいずれにも該当するときは、同項又は第四項から第六項までの規定により計算した行政制裁金の額に百分の五十を乗じて得た額を、当該行政制裁金の額から減額するものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)であること。

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていないこと。

第一項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第一号及び第三号に該当するとき

(第二号に該当するときを除く。)は同項又は第四項から第六項までの規定により計算した行政制裁金の額に百分の三十以内において政令で定める率を乗じて得た額を、次の各号のいずれにも該当するときは第一項又は第四項から第六項までの規定により計算した行政制裁金の額に当該政令で定める率に百分の二十を加えて得た率を乗じて得た額を、それぞれ当該行政制裁金の額から減額するものとする。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日前の公正取引委員会規則で定める期日以後において、この法律その他の法令の規定を遵守するための政令で定める基準に適合する管理体制を有している者(前二項に該当する場合を除く。)であること。

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後の公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為及び当該違反行為に関する入札談合等関与行為(入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成十四年法律第一号)第二条第五項に規定する入札談合等関与行為をいう。次項及び第十二項において同じ。)に係る事実の報告及び資料の提出(第四十六条第一項各号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。次項において同じ。)を行った者であること。

三 第一号に規定する期日以後において、当該違反行為をしていない者でないこと。

第一項の場合において、公正取引委員会は、

当該事業者が次の各号のいずれにも該当するときは、同項又は第四項から第六項までの規定により計算した行政制裁金の額に百分の二十を乗じて得た額を、当該行政制裁金の額から減額するものとする。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後の公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為及び当該違反行為に関する入札談合等関与行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者(前三項に該当する場合を除く。)であること。

二 前号に規定する期日以後において、当該違反行為をしていない者でないこと。

公正取引委員会は、第七項第一号、第八項第一号、第九項第二号又は前項第一号の規定による報告及び資料の提出を受けたときは、当該報告及び資料の提出を行った事業者に対し、速やかに文書をもつてその旨を通知しなければならない。

公正取引委員会は、第七項から第十項までの規定のいずれかに該当する事業者(第九項の規定に該当する事業者にあつては、同項各号のいずれにも該当する場合に限る。以下この項において同じ。)に対し第一項の規定による命令又は第十四項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為(第九項又は第十項の規定に該当する事業者にあつては、当該違反行為及び当該違反行為に関する入札談合等関与行為)に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

公正取引委員会が、第七項第一号、第八項第

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(仙谷由人君外十六名提出)及び同報告書

官 報 (号 外)

一号、第九項第二号又は第十項第一号の規定による報告及び資料の提出を行つた事業者に対して第一項の規定による命令又は次項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、第七項から第十項までの規定にかかわらず、これらの規定は適用しない。

一 当該事業者が行つた当該報告又は提出した当該資料に虚偽の内容が含まれていたこと。
二 前項の場合において、当該事業者が求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと。

三 当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が他の事業者に対し第一項に規定する違反行為をすることを強要し、又は他の事業者が当該違反行為をやめることを妨害していたこと。

公正取引委員会は、第七項の規定により行政制裁金の納付を命じないこととしたときは、同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項の規定による命令をする際に、同項の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに、第十七項において同じ。)、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

公正取引委員会は、第一項(第二項において準用する場合を含む。以下この項、第十八項及び第十九項において同じ。))の場合において、同一事件について、当該事業者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があるときは、第一項、第四

項から第六項まで又は第八項から第十項までの規定により計算した額に代えて、その額から当該罰金額に相当する金額を控除した額を行政制裁金の額とするものとする。ただし、第一項、第四項から第六項まで又は第八項から第十項までの規定により計算した額が当該罰金額に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、行政制裁金の納付を命ずることができない。

公正取引委員会は、前項の規定により行政制裁金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第一項又は第二項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項(第二項において準用する場合を含む。))の規定による命令をする際に、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

公正取引委員会は、前項の規定により行政制裁金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第一項又は第二項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項(第二項において準用する場合を含む。))の規定による命令をする際に、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

第七條の二第一項の次に次の二項を加える。
前項の規定は、事業者が、私的独占(他の事業者の事業活動を支配することによるものに限る。))で、当該他の事業者(以下この項において「被支配事業者」という。))が供給する商品又は役務について、次の各号のいずれかに該当するものをした場合に準用する。この場合において、前項中「当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額(当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額)」とあるのは、当該事業者が被支配事業者に供給した当該商品又は役務(当該

該被支配事業者が当該行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。))及び当該一定の取引分野において当該事業者が供給した当該商品又は役務(当該被支配事業者に供給したものを除く。))の政令で定める方法により算定した売上額」と、「(小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。))とあるのは「(当該事業者が小売業を営む場合は百分の三、卸売業を営む場合は百分の二とする。))と読み替えるものとする。

公正取引委員会は、前項の規定により行政制裁金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第一項又は第二項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項(第二項において準用する場合を含む。))の規定による命令をする際に、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

公正取引委員会は、前項の規定により行政制裁金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第一項又は第二項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項(第二項において準用する場合を含む。))の規定による命令をする際に、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

第八條の三中「第七條の二の」を「第七條の二第一項、第三項、第四項、第七項から第十四項まで、第十八項、第十九項及び第二十二項の」に改め、「第八條第一項第一号の下に「(不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。))」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、第七條の二第二項中「事業者が」とあるのは「事業者団体が」と、「当該事業者に対し」とあるのは「当該事業者団体の構成事業者(事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。以下この条において「特定事業者」という。))に対し」と、同条第四項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、同条第七項中「納付すべき事業者」とあるのは「納付すべき特定事業者」と、「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「当該違反行為をした事業者」とあるのは「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」と、「をしていた」とあるのは「(の)の実行としての事業活動をしていた」と、同条第八項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「第四項から第六項まで」とあるのは「第四項」と、「当該違反行為をした事業者」とあるのは「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」と、「をしていた」とあるのは「(の)の実行としての事業活動をしていた」と、同条第九項及び第十項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「第四項から第六項まで」とあるのは「第四項」と、「をしていた」とあるのは「(の)の実行としての事業活動をしていた」と、同条第十一項及び第十二項中「事業者」とあるのは「特定事業者」と、同条第十三項中

公正取引委員会は、前項の規定により行政制裁金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第一項又は第二項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項(第二項において準用する場合を含む。))の規定による命令をする際に、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

公正取引委員会は、前項の規定により行政制裁金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第一項又は第二項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項(第二項において準用する場合を含む。))の規定による命令をする際に、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

公正取引委員会は、前項の規定により行政制裁金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第一項又は第二項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項(第二項において準用する場合を含む。))の規定による命令をする際に、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

「行つた事業者」とあるのは「行つた特定事業者」と、「当該事業者が行つた」とあるのは「当該特定事業者が行つた」と、「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「当該事業者がした」とあるのは「当該事業者団体がした」と、「他の事業者」とあるのは「他の特定事業者」と、「第一項に規定する違反行為をする」とあるのは「当該違反行為の実行としての事業活動を行う」と、「をやめる」とあるのは「の実行としての事業活動をやめる」と、同条第十四項中「事業者」とあるのは「特定事業者」と、「した違反行為」とあるのは「行つた同項第一号の規定による報告」と、同条第十八項及び第十九項中「第四項から第六項まで、第八項から第十項まで又は第十五項」とあるのは「第四項又は第八項から第十項まで」と読み替えるものとする。

第四章の二を削る。

第三十五条第七項中「五人」を「二十人」に改め、同条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、審判官の過半数は、弁護士資格を有する者でなければならない。

第三十五条第八項の次に次の四項を加える。

行政制裁金の減免に関する事由の調査に係る事務を行わせるため、事務総局に行政制裁金減免調査官を置く。

行政制裁金減免調査官の定数は、政令で定める。

第八項の規定は、行政制裁金減免調査官について準用する。この場合において、「審判手続」とあるのは、「行政制裁金の減免に関する事由の調査」と読み替えるものとする。

行政制裁金減免調査官は、第九項の規定による

職務以外の職務を行つてはならない。

第四十四条第一項後段を削る。

第四十六条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「審訊を」を「徴すること」を「徴すること」に改め、同項第二号中「鑑定させること」を「鑑定させること」に改め、同項第三号中「置くこと」を「置くこと」に改め、同項第四号中「検査すること」を「検査すること」に改める。

第四十八条の二第二項中「含む。以下この条において同じ。」を「含む。」又は第二項に改め、「構成事業者が他の」を削り、「もの」を「役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者」に、「その事業者」を「当該事業者」に、「第七條の二第一項又は第二項」を「第七條の二」に、「課徴金を」を「行政制裁金」に改め、同条第二項中「課徴金の」を「行政制裁金の」に、「課徴金に」を「行政制裁金に」に、「課徴金納付命令書」を「行政制裁金納付命令書」に改め、同条第三項中「課徴金の」を「行政制裁金の」に、「課徴金納付命令書」を「行政制裁金納付命令書」に改め、同条第五項中「課徴金納付命令書」を「行政制裁金納付命令書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十八条の三 公正取引委員会が第七條の二第一項又は第二項に規定する事実があると認めて納付命令を行つた後、同一事件について、当該事業者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があつたときは、公正取引委員会は、審決で、当該納付命令に係る行政制裁金(当該納付命令に係る事件について次条第二項の規定により審判手続が開始された場合に於ては、第五十四条の二第一項の規定による審決に係る行政制裁金。

以下この項において同じ。)の額を、その額から当該裁判において命じられた罰金額に相当する金額を控除した額に変更しなければならない。ただし、当該納付命令に係る行政制裁金の額が当該罰金額に相当する金額を超えないとき、又は当該変更後の額が百万円未満となるときは、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、審決で、当該納付命令(当該納付命令に係る事件について次条第二項の規定により審判手続が開始された場合に於ては、第五十四条の二第一項の規定による審決)を取り消さなければならない。

公正取引委員会は、前二項の場合において、変更又は取消し前の納付命令又は第五十四条の二第一項の規定による審決に基づき既に納付された金額(第六十四条の二第二項に規定する延滞金を除く。)で、還付すべきものがあるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

前三項に規定するもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十九条第二項中「前条第五項」を「第四十八条の二第五項」に改める。

第五十二条第一項中「第七條の二第一項」の下に「同条第二項及び」を加え、「課徴金を」を「行政制裁金に」、「審訊を」を「審問に」改める。

第五十三条の二第二項中「刑事訴訟法」の下に「昭和二十三年法律第三十一号」を加え、「審訊を」を「審問に」改め、同条第二項中「審訊を」を「審問に」改める。

第五十四条の二第二項中「含む。」の下に「又は

第二項」を加え、「課徴金を」を「行政制裁金」に改める。

第五十七条第一項中「課徴金を」を「行政制裁金」に改め、同条第二項中「附記を」を「付記」に改める。

第五十九条ただし書中「但し」を「ただし」に、「審訊を」を「審問に」改める。

第六十四条の二第一項及び第二項中「課徴金を」を「行政制裁金」に改める。

第六十九条中「課徴金納付命令書」を「行政制裁金納付命令書」に改める。

第七十四条を削る。

第七十三条第一項中「公正取引委員会は」の下に「前項に定めるもののほか」を加え、「検事総長」を「検事総長」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項に」、「以て」を「もつて」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

公正取引委員会は、第十二章に規定する手続による調査により犯則の心証を得たときは、検事総長に告発しなければならない。

第七十三条を第七十四条とし、第七十二条の二を第七十三条とする。

第七十七条の次に次の一条を加える。

第七十七条の二 公正取引委員会の審決に係る行政事件訴訟法(昭和二十七年法律第三十九号)第三条第一項に規定する抗告訴訟については、公正取引委員会を被告とする。

第七十八条中「訴の」を「訴えの」に、「審訊調書」を「審問調書」に改める。

第八十四条の二第二項中「前三条」を「第四条から前条まで(第六条第三項を除く。)」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八十四条の三 第八十九条から第九十一条まで

官 報 (号 外)

の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所に属する。 第八十四条の四 前条に規定する罪に係る事件について、刑事訴訟法第二条の規定により第八十四条の二第二項各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所も、その事件を管轄することができる。 第八十五条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「訴訟」を「行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟(同条第五項から第七項までに規定する訴訟を除く。)」に改め、同条第三号を削る。 第八十八条中「訴訟」を「行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟」に改める。 第九十一条の二中「ものは」を「者は」に改め、同条第一号中「もの」を「者」に改め、同条第十一号を次のように改める。 十一 削除 第九十四条を次のように改める。 第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 一 第四十六条第一項第一号若しくは第二項又は第五十一条の二の規定による事件関係人又は参考人に対する処分違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 二 第四十六条第一項第二号若しくは第二項又は第五十一条の二の規定による鑑定人に対する処分違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者 三 第四十六条第一項第三号若しくは第二項又は	は第五十一条の二の規定による物件の所持者に対する処分違反して物件を提出しない者は第五十一条の二の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 第九十四条の二中「ものは」を「者は」に改め、同条第一号中「もの」を「者」に改め、同条第二号から第四号までを削り、同条第五号を同条第二号とする。 第九十五条第二項第二号中「又は第九十一条の二第一号若しくは第十一号」を「第九十一条の二第一号又は第九十四条に改める。 第九十五条の三第一項中「構成事業者が他の」を削り、「もの」を「役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者」に、「その事業者」を「当該事業者」に改める。 第十章を第十一章とし、第九章の二を第十章とする。 第一百一条から第一百五条までを附則第一条から第五十条までとし、第一百六条を削り、第一百七条から第一百八条までを附則第六条から第九条までとする。 第一百十條の二中「第百三條第三項」を「附則第三條第三項」に改め、「これを」を削り、同条を附則第十條とする。 第一百十條中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「第百九條」を「附則第八條」に改め、同条第二号中「第百四條、第百五條、第百七條、第百八條又は第百十條」を「附則第四條から第七條まで又は第九條」に、「基く」を「基づく」に改め、同条を附則第十一條とする。 第一百十二條中「第百十條の二」を「附則第十條」	に、「外」を「ほか」に改め、同条を附則第十二條とする。 第一百十三條を削り、第一百十四條を附則第十三條とする。 本則に次の一章を加える。 第十二章 犯則事件の調査等 第一百一条 公正取引委員会の職員(公正取引委員会の指定を受けた者に限る。以下この章において「委員会職員」という。)は、犯則事件(第八十九条から第九十一条までの罪に係る事件をいう。以下この章において同じ。)を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人(以下この項において「犯則嫌疑者等」という。)に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することができる。 委員会職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。 第二百二條 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索又は差押えをすることができる。 前項の場合において急速を要するときは、委員会職員は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。	委員会職員は、第一項又は前項の許可状以下この章において「許可状」という。)を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。 委員会職員は、許可状を他の委員会職員に交付して、臨検、搜索又は差押えをさせることができる。 第二百三條 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。 委員会職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に係るがあるに認めるに足りる状況があるものに限る。許可状の交付を受けて、これを差し押さえる
--	---	---	--

ることができる。

委員会職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

第四百条 臨検、搜索又は差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

日没前に開始した臨検、搜索又は差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

第五百条 臨検、搜索又は差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

第六百六条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第七百七条 委員会職員は、臨検、搜索又は差押えをする必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

前項の処分は、領置物件又は差押物件についても、することができる。

第八百八条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

第九百九条 委員会職員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所を臨検、搜索又は差押えをするときは、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

女子の身体について搜索するとき、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

第十百十條 委員会職員は、臨検、搜索又は差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

第十一百一十條 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをしたときは、その処分を行った年月日及びその結果を記載した調書を作成し、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第十二百二條 委員会職員は、領置又は差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件若しくは差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

第十三百三條 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他委員会職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

第十四百四條 公正取引委員会は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

公正取引委員会は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合には、その旨を公告しなければならない。

前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

第十五百五條 委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を公正取引委員会に報告しなければならない。

第十六百六條 公正取引委員会は、犯則事件の調査の結果、第七十四條第一項の規定により告発した場合において、領置物件又は差押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに引き継がなければならない。

前項の領置物件又は差押物件が第七十三條の規定による保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。

前二項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法

の規定によつて押収されたものとみなす。

第十七百七條 この章の規定に基づいて公正取引委員会又は委員会職員がする処分及び行政指導については、行政手続法第二章から第四章までの規定は、適用しない。

第十八百八條 この章の規定に基づいて公正取引委員会又は委員会職員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定（第四章の二 価格の同調的引上げ）を削る部分に限る。、第四章の二を削る改正規定、第四十四條第一項後段を削る改正規定、第八十四條の二第二項の改正規定及び第九十一條の二第二十一号の改正規定公布の日から起算して一月を経過した日
- 二 第七十七條の次に一条を加える改正規定及び第八十五條の改正規定（同条第一号に係る部分に限る。）

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十四号）附則第一条本文の政令で定める日

（既往の違反行為に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第四十八條第一項若しくは第二項の規定による勧告又は旧法第五十條第二項の規

定による審判開始決定書の謄本の送達がされることなくその行為がなくなった日から一年を経過している違反行為については、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)第七條第二項(新法第八條の第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、新法第七條第二項に規定する措置を命ずることができない。

(行政制裁金等に関する経過措置)

第三條 新法第七條の第二項(新法第八條の三において準用する場合を含む。)又は第二項に規定する違反行為であつてこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に既になくなつてゐるものについては、行政制裁金の納付を命ずることができない。

2 前項に規定する違反行為(旧法第七條の第二項(旧法第八條の三)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定するものに限り、であつて施行日前に既になくなつてゐるものについては旧法第七條の第二項に規定する課徴金の額の計算並びにその納付を命ずる要件及び手続その他これらに類するものとして公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

第四條 前條第一項に規定する違反行為(旧法第七條の第二項(旧法第八條の三)において準用する場合を含む。)に規定するものを除く。)が施行日前に開始され、施行日以後になつたものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについては、行政制裁金の納付を命ずることができない。

2 前條第二項に規定する違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になつたものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについての行政制裁金の額の計算(売上額に乘ずる率に限る。)については、旧法第七條の第二項本文又は第二項(これらの規定を旧法第八條の三において準用する場合を含む。)の規定の例による。

3 前項の場合における新法第七條の第二項(新法第八條の三)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項本文中「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間(当該期間」とあるのは、「施行日の前日までの期間」と施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間とを合算した期間(当該合算した期間」とする。

4 第二項の場合における新法第七條の第二十五項本文及び第四十八條の第三項本文の規定の適用については、これらの規定中「その額」とあるのは「その額中当該違反行為のうち施行日以後に係るものに対応する部分の金額」と、控除した額」とあるのは「控除した額(当該対応する部分の金額が当該罰金額を下回る場合には、零円)」と当該違反行為のうち施行日前に係るものに対応する部分の金額との合計額」とする。

5 第二項の場合における新法第七條の第二十五項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第一項、第四項から第六項まで又は第八項から第十項までの規定により計算した額が当該罰金額に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第

正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四條第四項の規定により読み替へて適用されるこの項本文に規定する合計額」とする。

6 第二項の場合における新法第四十八條の第三項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「当該納付命令に係る行政制裁金の額が当該罰金額に相当する金額を超えないとき、又は当該変更後の額」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四條第四項の規定により読み替へて適用されるこの項本文に規定する合計額」とする。

(東京高等裁判所の専属管轄事件の見直しに伴う経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に東京高等裁判所に係属している旧法第八十九條から第九十一條までの罪に係る訴訟の第一審の裁判権については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六條 この法律(附則第一條第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八條 政府は、この法律の施行後二年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、行政制裁金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための

手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後一年以内に、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第二條第四項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)に係る事件の発生に關する状況、入札談合等の実態等を勘案し、国等の職員が入札談合等に関与する行為の排除及び防止のための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(所得税法の一部改正)

第九條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項第九号中「課徴金」を「行政制裁金」に改める。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 前條の規定による改正後の所得税法第四十五條第一項第九号の規定の適用については、旧法の規定による課徴金は、新法の規定による行政制裁金とみなす。

(法人税法の一部改正)

第十一條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項第七号中「課徴金」を「行政制裁金」に改める。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 前條の規定による改正後の法人税法第三十八條第二項第七号の規定の適用については、旧法の規定による課徴金は、新法の規定による行政制裁金とみなす。

(関係法律の整理)

第十三条 附則第九条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。

理 由

公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、不当な取引制限等を行った事業者に対して課徴金に代えて行政制裁金の納付を命ずることとし、かつ、行政制裁金の額の計算において用いる基準率の引上げ、行政制裁金の減免制度の創設等の措置を講ずるとともに、犯則調査権限の導入等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(仙谷由人君外十六名提出、第百六十一回国会衆法第四号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公正かつ自由な経済社会を実現するために、競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、不当な取引制限等を行った事業者に対して、課徴金に代えて行政制裁金の納付を命ずることとし、かつ、行政制裁金の基準率の引上げ、行政制裁金の減免制度の創設等の措置を講ずるとともに、犯則調査権限の導入等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 課徴金の名称の変更

現行の課徴金の名称を行政制裁金に改める

こと。

2 行政制裁金の算定率及び適用対象範囲の見直し
行政制裁金の算定率について、基準率を設定するとともに、繰り返し違反行為を行った場合には、基準率をもとに加算を行うものとするほか、行政制裁金の対象となる行為の見直しを行うこと。また、罰金刑と併科される場合の調整規定を設けること。

3 行政制裁金の減免制度の導入
一定の要件に該当する場合に、行政制裁金を減免する規定を設けるとともに、減免事由の調査のための調査官制度を設けること。

4 犯則調査権限の導入

犯則事件の調査において必要がある場合に、地方裁判所等の裁判官の許可を得ることを条件として、公正取引委員会の職員に対し、強制的に臨検、搜索又は差押えを行う権限を付与すること。

5 審判官の定員の見直し

審判官について、定員を増員し、一定の資格要件を加えること。

6 その他

排除措置を命ずることができる期間の変更、罰則規定の見直し、東京高等裁判所専属管轄制度の廃止、価格の同調的引上げに対する報告徴収規定の廃止等所要の措置を講ずること。

7 附則関係

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、この

法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定すること。併せて、法律の施行後二年以内に、行政制裁金制度の在り方、審判手続の在り方等について、また、法律の施行後一年以内に、国等の職員による入札談合等関与行為の排除及び防止のための制度の在り方について、それぞれ検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 議案の否決理由

本案は、違反行為の抑止等のため、違反行為に対する行政制裁金の算定率について、基準率を設けて繰り返し違反行為を行った場合に加算を行うほか、罰金刑との調整、減免制度の導入等の所要の措置を講じようとするものであるが、妥当でないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十七年三月十一日

経済産業委員長 河上 覃雄
衆議院議長 河野 洋平殿

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成十六年十月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のよう

うに改正する。

目次中「総則」の下に「第一条・第二条」を、「取引制限」の下に「第三条―第七条の二」を、「事業者団体」の下に「第八条―第八条の三」を、「独占的地位」の下に「第八条の四」を、「譲受け」の下に「第九条―第十八条」を加え、「第四章の下に「(第十九条―第二十条)を、「適用除外」の下に「(第二十一条―第二十三条)を、「損害賠償」の下に「(第二十四条―第二十六条)を、「組織等」の下に「(第二十七条―第四十四条)を、「手続」の下に「(第四十五条―第七十条の二十二)を、「第三節 雑則」の下に「(第七十一条―第七十六条)を、「訴訟」の下に「(第七十七条―第八十八条)を加え、「第九章の二 雑則」を「第十章 雑則」を加え、「第十章 罰則」を「第十二章 罰則」(第八十八条の二)に改め、「第八十九条―第一百条」に改め、「犯則事件の調査等」(第一百条―第一百八条)に改める。

第二条第七項第一号中「市場占拠率」を「事業分野占拠率」に改める。

第七条第二項ただし書中「当該行為につき勧告又は審判手続が開始されることなく一年」を「三年」に改める。

第七条の二第二項中、「商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響がある」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「事業者」を「当該事業者」に改め、「売上額」の下に「当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額」を加え、

官 報 (号 外)

「百分の六」を「百分の十」に、「百分の二」を「百分の三」に、「百分の一」を「百分の二」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 商品又は役務の対価に係るもの
- 二 商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの

- イ 供給量又は購入量
- ロ 市場占有率
- ハ 取引の相手方

第七条の二第二項中「前項」を「第一項」に、「該当する」を「該当する者である」に、「百分の六」を「百分の十」に、「百分の三」を「百分の四」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・二」に改め、同項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の三を同項第四号とし、同項第二号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

- 六 協業組合その他の特別の法律により協同して事業を行うことを主たる目的として設立された組合(組合の連合会を含む。)のうち、政令で定めるところにより、前各号に定める業種ごとに当該各号に定める規模に相当する規模のもの

第七条の二第三項中「もの」を「者」に、「前二項に定める」を「同項、第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項の規定により計算した」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項

に改め、同条第五項中「第一項の下に」又は「第二項」を加え、「違反行為は」を「違反行為並びに当該会社が受けた第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令、第十三項及び第十六項の規定による通知並びに第五十一条第二項の規定による審決(以下この項において「命令等」という。)」に、「違反行為と」を「違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された会社が受けた命令等」とに改め、同条第六項中「(当該違反行為についての審判手続が開始された場合にあつては、当該審判手続が終了した日から一年を経過したとき(当該一年の経過が当該実行期間の終了した日から三年を経過する日前に到来したときは、当該三年を経過したとき)」を削り、同項ただし書を削り、同条第五項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、第七項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条の二第二項の次に次の十二項を加える。

第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日(以下この条において「調査開始日」という。)の一月前の日(当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について第五十条第六項において読み替えて準用する第四十九条第五項の規定による通知(次項及び第七項において「事前通知」という。)を受けた日の一月前の日)までに当該違反行為をやめた者(次項に該当する場合を除き、当該違反行為

に係る実行期間が二年未満である場合に限る。)であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の八」と、「百分の三」とあるのは「百分の二・四」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・六」と、前項中「百分の四」とあるのは「百分の三・二」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一」と、「百分の一」とあるのは「百分の〇・八」とする。

第一項第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第一項の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。)

二 又は第十三項若しくは第十六項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがある者

三 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第一項の規定による命令を受けたことがある者又は第十三項若しくは第十六項の規定による通知若しくは第五十一条第

二項の規定による審決を受けたことがある者

公正取引委員会は、第一項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日(第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日。次号及び次項において同じ。)以後に行われた場合を除く。)であること。

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

第一項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第一号及び第三号に該当するとき又は同項又は第四項から第六項までの規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を、第二号及び第三号に該当するとき又は第一項又は第四項から第六項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、それぞれ当該課徴金の額から減額するものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該違反行為に

係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

二 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち三番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

三 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていない者でないこと。

第一項の場合において、公正取引委員会は、当該違反行為について第七項第一号又は前項第一号若しくは第二号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数が三に満たないときは、当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者（第七項第一号又は前項第一号若しくは第二号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数と第一号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が三以下である場合に限る。）については、第一項又は第四項から第六項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額するものとする。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第四十

七条第一項各号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。）を行った者

二 前号の報告及び資料の提出を行った日以後において当該違反行為をしていない者以外の者公正取引委員会は、第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は前項第一号の規定による報告及び資料の提出を受けたときは、当該報告及び資料の提出を行った事業者に対し、速やかに文書をもつてその旨を通知しなければならない。

公正取引委員会は、第七項から第九項までの規定のいずれかに該当する事業者に対し第一項の規定による命令又は第十三項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

公正取引委員会が、第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は第九項第一号の規定による報告及び資料の提出を行った事業者に対して第一項の規定による命令又は次項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、第七項から第九項までの規定にかかわらず、これらの規定は適用しない。

一 当該事業者が行つた当該報告又は提出した当該資料に虚偽の内容及含まれていたこと。

二 前項の場合において、当該事業者が求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと。

三 当該事業者がした当該違反行為に係る事件

において、当該事業者が他の事業者に対し第一項に規定する違反行為をすることを強要し、又は他の事業者が当該違反行為をやめることを妨害していたこと。

公正取引委員会は、第七項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項の規定による命令をする際に（同項の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに、第十六項において同じ。）、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

公正取引委員会は、第一項（第二項において読み替へて準用する場合を含む。以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）の場合において、同一事件について、当該事業者に対して、罰金の刑に処する確定裁判があるときは、

第一項、第四項から第六項まで、第八項又は第九項の規定により計算した額に代えて、その額から当該罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額を課徴金の額とするものとする。ただし、第一項、第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないときは、又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、課徴金の納付を命ずることができない。

公正取引委員会は、前項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せら

れた事業者に対し、当該事業者がした第一項又は第二項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項（第二項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定による命令をする際に、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

第七条の二第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定は、事業者が、私的独占（他の事業者の事業活動を支配することによるものに限る。）で、当該他の事業者（以下この項において「被支配事業者」という。）が供給する商品又は役務について、次の各号のいずれかに該当するものをした場合に準用する。この場合において、

前項中「当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）」とあるのは「当該事業者が被支配事業者が供給した当該商品又は役務（当該被支配事業者が当該行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。）及び当該一定の取引分野において当該事業者が供給した当該商品又は役務（当該被支配事業者が供給したものを除く。）の政令で定める方法により算定した売上額」と、「小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。」とあるのは「（当該事業者が小売業を営む場合は百分の三、卸売業を営む場合は百分の二とする。）と読み替へるものとする。

一 その対価に係るもの

二 次のいずれかを実質的に制限することによ

「因つて」を「よつて」に改める。

第三十五条第三項中「第五十一条の二」を「第五十六條第一項」に、「して」を「指定して」に改め、同条第七項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「五人以内」を削り、同項の次に次の一項を加える。

審判官の定数は、政令で定める。

第三十七条中「命令を以て」を「政令で」に、「左の」を「次の」に、「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「すること」を「すること」に改め、同条第二号中「外」を「ほか」に、「従事すること」を「従事すること」に改め、同条第三号中「行うこと」を「行うこと」に改める。

第四十一条中「又は学識経験ある者」を「学識経験ある者その他の者」に改める。

第四十四条第一項後段を削る。

第七十条の三中「この節の規定によつてしたを」した排除措置命令及び納付命令並びにこの節の規定による」に、「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に、「第五十一条の二」を「第五十六条第一項」に改め、第八章第二節中同条を第七十条の二十二とする。

第七十条の二中「第六十五条第一項」を「排除措置命令、納付命令及び第七十条の十一第一項」に、「処分その他」を「処分並びに」に、「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に、「第五十一条の二」を「第五十六条第一項」に改め、同条を第七十条の二十一とする。

第七十条中「外」を「ほか」に、「第六十二条第一項及び第六十八条第一項」を「第七十条の六第一項及び第七十条の十四第一項」に、「命令を以てこれ

を」を「政令で」に改め、同条を第七十条の二十とする。

第六十九条の五第二項中「第六十九条の三」を「第七十条の十七」に改め、「において」の下に「読み替えて」を加え、同条を第七十条の十九とする。

第六十九条の四第一項第二号及び第三号中「前条において」の下に「読み替えて」を加え、同条を第七十条の十八とし、第六十九条の三を第七十条の十七とし、第六十九条の二を第七十条の十六とする。

第六十九条中「審判開始決定後」を「審判手続が開始された後」に、「課徴金納付命令書」を「排除措置命令書、課徴金納付命令書、審判開始決定書」に改め、同条を第七十条の十五とする。

第六十八条第二項中「第六十三条」を「第七十条の七」に改め、同条を第七十条の十四とする。

第六十七条第一項中「第十三条第一項若しくは第二項」を「第十三条」に、「もの」を「者」に改め、同条第二項中「第六十二条第二項」を「第七十条の六第二項」に改め、同条を第七十条の十三とする。

第六十六条第一項中「前条第一項に掲げる認可について」を「第十一条第一項又は第二項の認可をした場合において」に、「審決をもつて」を「審決で」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、公正取引委員会は、職権で審判手続を開始することができる。

第六十六条第二項中「当該」を「排除措置命令又は第六十五条若しくは第六十七条第一項の規定に

よる」に、「不当であつて公共の利益に反する」を「不適当である」に、「審決をもつて」を「審決で」に改め、同条を第七十条の十二とする。

第六十五条第一項中「審決をもつて」を「審決で」に改め、同条を第七十条の十一とする。

第六十四条の二第二項中「もの」を「者」に改め、同条第二項中「前項の規定による督促をしたときは、同項の」を「課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、納期限の翌日からその納付の日までの日数に應じ、当該」に、「で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により」を「当該課徴金に係る納付命令について審判請求がされたときは、当該審判請求に対する審決書の謄本の送達の日までは年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合で」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「もの」を「者」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、納付命令について審判請求がされたとき(第六十六条第一項の規定により当該審判請求が却下された場合を除く。次項において同じ。)は、公正取引委員会は、当該審判請求に対する審決をした後、同条第三項の規定により当該納付命令の全部を取り消す場合を除き、速やかに督促状により期限を指定して当該納付命令に係る課徴金及び次項の規定による延滞金があるときはその延滞金の納付を督促しなければならない。ただし、当該納付命令についての審判請求に対する審決書の謄本が送達された日までに当該課徴金及び延滞金の全部が納付されたときは、この限りでない。

第六十四条の二を第七十条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十条の十 公正取引委員会は、第六十六条第三項の規定により納付命令の全部又は一部を取り消した場合において、取消し前の納付命令に基づき既に納付された金額で、還付すべきものがあるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

公正取引委員会は、前項の金額を還付する場合においては、当該金額の納付があつた日の翌日からその還付のための支払決定をした日までの期間の日数に應じ、その金額に年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて計算した金額をその還付すべき金額に加算しなければならない。

前条第三項ただし書及び第四項の規定は、前項の規定により加算する金額について準用する。

第六十四条中「第五十四条第一項又は第二項の」を「排除措置命令(第四十九条第七項又は第五十二条第五項の規定により確定したものに限る。)」又は第六十六条第一項から第三項までの審決(原処分の全部を取り消す審決を除く。若しくは第六十五条若しくは第六十七条第一項の規定による」に、「第四十六条」を「第四十七条」に改め、「規定により」の下に「これらの命令又は審決において命じ、又は維持した措置が講じられているかどうかを確かめるために必要な」を加え、同条を第七十条の八とする。

第六十三条第一項中「審決」を「排除措置命令」に、「申立」を「申立て」に改め、同条を第七十条の七とする。

官 報 (号 外)

第六十二条第一項中、「第五十四条第一項又は第二項の規定により、審決をもつて違反行為の差止めその他の処分を命じた場合においては」を「排除措置命令をしたときは」に、「第六十八条を」第七十条の十四に、「当該審決」を「当該排除措置命令」に改め、同条第二項中「非訟事件手続法」の下に「(明治三十一年法律第十四号)」を加え、同条を第七十条の六とし、第六十一条を第七十条の五とし、第六十条を第七十条の四とする。 第五十九条ただし書中「但し」を「ただし」に、「審訊しなければ」を「審尋しなければ」に改め、同条を第七十条の三とする。 第五十八条を削る。 第五十七条第一項中「第五十四条の二第一項を」納付命令に係る第六十六条第三項に改め、同条第二項中「附記する」を「付記する」に改め、同条に次の二項を加える。 審決は、被審人その他その名あて人に審決書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。 第八条の四第一項の措置を命ずる審決は、確定しなければ執行することができない。 第五十七条を第七十条の二とし、第五十六条を第七十条とする。 第五十五条第一項中「審決」を「排除措置命令、納付命令及び審決」に改め、同条を第六十九条とする。 第五十四条の三中「前二条の」を「第六十六条第	二項から第四項まで及び前条の規定による」に改め、同条を第六十八条とする。 第五十四条の二を削る。 第五十四条第一項中「第三条、第六条、第八条、第九条第一項、第二項、第五項若しくは第六項、第十条、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条若しくは第十九条の規定に違反する行為があると認める場合又は」を削り、「審決をもつて」を「審決で」に改め、「第七条第一項、第八条の二第一項若しくは第三項、第十七条の二若しくは第二十条第一項又は」を削り、同条第三項中「第一項に規定する行為又は」、「同項に規定する行為又は」、「当該行為若しくは」及び「(前項の規定により審決をする場合を除く。）」を削り、「審決をもつて」を「審決で」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十七条とする。 第五十三条の三中「公正取引委員会は、」の下に「第八条の四第一項に係る事件について第五十三条第一項の規定により」を加え、「当該違反行為を排除し、若しくは当該違反行為が排除されたことを確保し、又は」を削り、「商品若しくは」を「商品又は」に改め、同条を第六十五条とし、同条の次に次の一条を加える。 第六十六条 審判請求が法定の期間経過後にされたものであるときその他不適法であるときは、公正取引委員会は、審決で、当該審判請求を却下する。	審判請求が理由がないときは、公正取引委員会は、審判手続を経た後、審決で、当該審判請求を棄却する。 審判請求が理由があるときは、公正取引委員会は、審判手続を経た後、審決で、原処分全部又は一部を取り消し、又はこれを変更する。 公正取引委員会は、前項の規定により原処分の全部又は一部を取り消す場合において、当該原処分の時までに第三条、第六条、第八条第一項、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する行為があり、かつ、当該原処分の時において既に当該行為がなくなつていると認めるときは、審決で、その旨を明らかにしなければならぬ。 第五十三条の二の二中「第五十一条の二」を「第五十六条第一項」に、「二部」を「全部又は一部」に、「第四十九条第二項」を「第五十二条第三項」に、「審判手続が」を「納付命令に係る審判手続が」に、「事件であつて、当該事件」を「場合において、当該納付命令」に、「第四十八条第四項、次条又は第五十四条の規定による審決がされているものについて」を「排除措置命令に係る審決において当該違反行為が認定されているとき」に改め、同条を第六十三条とし、同条の次に次の一条を加える。	第六十四条 公正取引委員会又は審判官は、適当と認めるときは、職権で、審判手続を併合し、又は分離することができる。 第五十三条の二第一項中「刑事訴訟法」の下に「(昭和二十三年法律第三十一号)」を加え、「審訊」を「審尋」に改め、同条第二項中「審訊」を「審尋」に改め、同条を第六十二条とする。 第五十三条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「又は」を「」に改め、同条第二項を次のように改める。 審判においては、公正取引委員会規則で定めるところにより、調書を作成しなければならない。 第五十三条を第六十一条とする。 第五十二条の三を削る。 第五十二条の二中「公正取引委員会」の下に「又は審判官」を加え、同条を第六十条とする。 第五十二条第一項中「排除等の措置又は第七条の二第一項(第八条の三において準用する場合を含む。）」の規定により課徴金の納付を命ずること」を「した原処分又は第八条の四第一項の規定により命じようとする措置」に、「審訊」を「審尋」に、「命じ、若しくは」を「命じ、」に、「検査する」を「検査し、若しくは調査を嘱託する」に、「審訊する」を「審尋し、若しくは調査を嘱託された者に質問する」に改め、同条第二項を次のように改める。 納付命令に係る審判手続において、被審人
--	--	--	--

(第八条第一項第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者を除く。以下この項において同じ。)又はその代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納付命令に係る違反行為(第三号の場合にあつては、当該認定に係る部分に限る。)の不存在を主張することができない。 一 第四十九条第七項の規定により納付命令に係る違反行為についての排除措置命令が確定したとき。 二 被審人又はその代理人が納付命令に係る違反行為についての排除措置命令について、審判請求を取り下げたとき。 三 納付命令に係る違反行為についての排除措置命令に係る審決において、当該違反行為の全部又は一部が認定されたとき。 第五十二条を第五十九条とする。 第五十一条の三中「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、「立ち会い」の下に、「原因となる事実及び法令の適用並びに原処分が相当であること(当該審判が第八条の四第一項に係る事件についての審判である場合にあつては、独占的狀態に該当する事実)について主張し」を加え、同条に次の一項を加える。 審査官は、前項の場合において、原処分の原因となる事実及び法令の適用(当該審判が第八条の四第一項に係る事件についての審判である場合にあつては、独占的狀態に該当する事実)	について変更(公正取引委員会規則で定める範囲のものに限る。)の必要があると認めるときは、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。 第五十一条の三を第五十八条とする。 第五十一条及び第五十一条の二を削る。 第五十条第一項を次のように改める。 公正取引委員会は、第五十二条第三項の規定により審判手続を開始するときは、審判請求をした者に対し、その旨を記載した審判開始通知書を送付しなければならない。 第五十条第二項中「第七条第一項若しくは第二項(第八条の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項若しくは第三項、第八条の四第一項、第十七条の二若しくは第二十條第一項に規定する措置(第五十二条第一項において「排除等の措置」という。)を命じようとするもの又は第四十八条の二第五項の規定による請求をしたもの(以下「被審人」という。))を「第一項の審判請求をした者に審判開始通知書を送付し、又は前項の名あて人」に改め、同条第三項中「被審人」を「第一項の審判請求をした者又は第二項の名あて人(以下「被審人」という。))」に改め、同条第四項中「期日は、」の下に「審判開始通知書を送付した日又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。 第五十三条第一項の規定による審判開始決定	は、文書によつてこれを行い、審判開始決定書には、事件の要旨及び第八条の四第一項に規定する措置の名あて人の氏名又は名称を記載し、かつ、委員長及び決定の議決に参加した委員がこれに記名押印しなければならない。 第五十条に次の一項を加える。 第二項に規定する審判開始決定書の謄本の送達を受けた者は、これに対する答弁書を遅滞なく公正取引委員会に提出しなければならない。 第五十条を第五十五条とし、同条の次に次の二条を加える。 第五十六条 公正取引委員会は、審判手続を開始した後、事件ごとに審判官を指定し、公正取引委員会規則で定めるところにより、第四十一条の規定による調査の嘱託及び第四十七条第一項各号に掲げる処分のほか、その後の審判手続(審決を除く。次項、第六十三条及び第六十四条において同じ。)の全部又は一部を行わせることができる。ただし、当該事件について審査官の職務を行つたことのある者その他当該事件の審査に関与したところのある者については、指定することができない。 前項の規定により指定された審判官(複数の者が指定された場合にあつては、そのうち指名された一人の者は、公正取引委員会規則で定めるところにより、同項の規定に基づき公正取引委員会が行わせることとした審判手続に係る事務を指揮するものとする。	第五十七条 公正取引委員会又は審判官は、被審人又はその代理人が、正当な理由がなく、審判の期日に出席しないときにおいても、審判を行うことができる。 第四十九条第一項中「第四十八条第一項若しくは第二項に規定する場合又は」を削り、「第五十四条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同条第四項中「第八条の四第一項に係る事件について」を「前項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第五十三条とし、同条の次に次の一条を加える。 第五十四条 公正取引委員会は、排除措置命令に係る審判請求があつた場合において必要と認めるときは、当該排除措置命令の全部又は一部の執行を停止することができる。 前項の規定により執行を停止した場合において、当該執行の停止により市場における競争の確保が困難となるおそれがあるときその他必要があると認めるときは、公正取引委員会は、当該執行の停止を取り消すものとする。 第四十八条の二第一項及び第二項を次のように改める。 第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「納付命令」という。)は、文書によつてこれを行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎、課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載
---	--	---	--

平成十七年三月十五日 衆議院会議録第十一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び同報告書

官 報 (号 外)

し、委員長及び第六十九条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

納付命令は、その名あて人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第四十八条の二第三項中「前項を」第一項に、「発したを」発するに、「二月後に定めなければならぬ」を「三月を経過した日とする」に改め、同条第五項中「もの」を「者」に、「三十日以内」を「六十日以内(天災その他この期間内に審判を請求しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内)」に、「事件」を「納付命令」に、「審判手続の開始を」審判に改め、同条第六項を次のように改める。

前項に規定する期間内に同項の規定による請求がなかつたときは、納付命令は、確定する。第四十八条の二第四項を削り、同条に次の一項を加える。

前条第三項から第五項までの規定は、納付命令について準用する。この場合において、同項第一号中「予定される排除措置命令の内容」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額」と、同項第二号中「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」とあるのは「課徴金の計算の基礎及びその課徴金に係る違反行為」と読み替えるものとする。

第四十八条の二を第五十条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十一条 第七條の二第二項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により公正取引委員会が納付命令を行つた後、同一事件について、当該納付命令を受けた者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があつたときは、公正取引委員会は、審決で、当該納付命令に係る課徴金の額を、その額から当該裁判において命じられた罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額に変更しなければならない。ただし、当該納付命令に係る課徴金の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該変更後の額が百万円未満となるときは、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、審決で、当該納付命令を取り消さなければならない。

第一項本文の場合において、当該納付命令に係る審判手続が終了していないときは、公正取引委員会は、同項本文の規定にかかわらず、当該納付命令に係る審判の請求に対する審決において、当該納付命令に係る課徴金の額を当該審判手続を経て決定された額から同項本文に規定する罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額に変更するものとする。公正取引委員会は、前三項の場合において、変更又は取消し前の納付命令に基づき既に納付

された金額(第七十条の九第三項に規定する延滞金を除く。)で、還付すべきものがあるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

第五十二条 第四十九条第六項又は第五十条第四項の規定による審判の請求(以下「審判請求」という。)をする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を公正取引委員会に提出しなければならない。

一 審判請求をする者及びその代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 審判請求に係る命令

三 審判請求の趣旨及び理由

前項第三号に規定する趣旨は、命令の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするように記載するものとし、同号に規定する理由においては、排除措置命令又は納付命令(第五項、第五十八条、第五十九条第一項、第六十六条第三項及び第四項並びに第七十条の八において「原処分」という。)に対する主張(排除措置命令にあつてはその原因となる事実に対する主張、納付命令にあつては課徴金の計算の基礎に対する主張)が明らかにされていなければならない。

審判請求があつた場合においては、公正取引委員会は、第六十六条第一項の規定に該当する場合を除き、遅滞なく、当該審判請求に係る命令について審判手続を開始しなければならない。

審判請求は、当該審判請求に係る命令についての最終の審判の期日までは、いつでも、書面により取り下げることができる。

第五十五条第三項の規定により審判手続が開始された後、前項の取下げがあつたときは、原処分は、確定する。

第四十八条を削る。

第四十七条中「且つ」を「かつ」に、「前条」を「前条第一項」に、「その結果を明かにして置かなければ」を「処分をした年月日及びその結果を明らかにしておかなければ」に改め、同条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条 第七條第一項若しくは第二項(第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。)、第八條の二第二項若しくは第三項、第十七條の二又は第二十條第一項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)は、文書によつてこれを行い、排除措置命令書には、違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び第六十九条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

排除措置命令は、その名あて人に排除措置命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

公正取引委員会は、排除措置命令をしよう

するときは、当該排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。

排除措置命令の名あて人となるべき者は、前項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たっては、代理人（弁護士、弁護士法人又は公正取引委員会の承認を得た適当な者に限る。第五十二条第一項、第五十七条、第五十九条、第六十条及び第六十三条において同じ。）を選任することができる。

公正取引委員会は、第三項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、及び証拠を提出することができ、その期限までに相当な期間において、排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される排除措置命令の内容
二 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用

三 公正取引委員会に対し、前二号に掲げる事項について、意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限

排除措置命令に不服がある者は、公正取引委員会規則で定めるところにより、排除措置命令書の謄本の送達があつた日から六十日以内（天災その他この期間内に審判を請求しなかつたこ

とについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に、公正取引委員会に対し、当該排除措置命令について、審判を請求することができる。

前項に規定する期間内に同項の規定による請求がなかつたときは、排除措置命令は、確定する。

第四十六条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「審訊し」を「審尋し」に、「徴すること」を「徴すること」に改め、同項第二号中「鑑定させること」を「鑑定させること」に改め、同項第三号中「置くこと」を「置くこと」に改め、同項第四号中「検査すること」を「検査すること」に改め、同条第二項中「命令をもつて」を「政令で」に改め、同条を第四十七条とし、第四十五条の二を第四十六条とする。

第七十四条を削る。
第七十三条第一項中「公正取引委員会は」の下に「前項に定めるもののほか」を加え、「検事総長」を「検事総長」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「以て」を「もつて」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

公正取引委員会は、第十二章に規定する手続による調査により犯則の心証を得たときは、検事総長に告発しなければならない。
第七十三条を第七十四条とする。
第七十二条の二中「第八条の四第一項に係る事件について」を「第五十三条第一項の規定により」

に改め、同条を第七十三条とする。

第七十五条中「第四十六条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に、「第五十一条の二」を「第五十六条第一項」に、「命令の」を「政令で」に改める。
第七十六条に次の一項を加える。

前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たっては、被審人が自己の主張を陳述し、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない。
第七十七条第一項中「三箇月」を「三月」に改め、同条に次の一項を加える。

審判請求をすることができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。
第七十九条を削る。
第七十八条中「訴の」を「訴えの」に、「審訊調査」を「審尋調査」に、「速記録」を「審判調査」に改め、同条を第七十九条とし、第七十七条の次に次の一項を加える。

第七十八条 公正取引委員会の審決に係る行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三條第一項に規定する抗告訴訟については、公正取引委員会を被告とする。
第八十二条中「左の」を「次の」に、「一」を「いづれかに」に改め、同条に次の一項を加える。

公正取引委員会は、審決（第六十六条の規定

によるものに限る。）の取消しの判決が確定したときは、判決の趣旨に従い、改めて審判請求に対する審決をしなければならない。
第八十三条中「審決の下に」を「第六十七条及び第七十条の十二第一項の規定によるものに限る。」を加える。

第八十四条の二第二項中「前三条」を「第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）」に改め、同条の次に次の二条を加える。
第八十四条の三 第八十九条から第九十一条までの罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所に属する。

第八十四条の四 前条に規定する罪に係る事件について、刑事訴訟法第二条の規定により第八十四条の二第一項各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所も、その事件を管轄することができる。
第八十五条中「左の」を「次の」に、「一」を「いづれかに」に改め、同条第一号中「訴訟」を「行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟（同条第五項から第七項までに規定する訴訟を除く。）」に改め、同条第三号を削る。

第八十六条中「第六十二条第一項、第六十三条第一項（第六十八条第二項で」を「第七十条の六第一項、第七十条の七第一項（第七十条の十四第二項において」に、「第六十七条第一項」を「第七十条の十三第一項」に改める。

第八十八条中「訴訟」を「行政事件訴訟法第三条

官 報 (号 外)

第一項に規定する抗告訴訟に改める。

第九十条第三号中「第四十八条第四項、第五十三号の三又は第五十四条第一項若しくは第二項」を「排除措置命令又は第六十五条若しくは第六十七条第一項に改める。

第九十一条の二中「ものはを」を「者は」に改め、同条第一号中「ものを」を「者に」改め、同条第五号及び第七号から第十号までの規定中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条第十一号を削り、同条第十二号を同条第十一号とする。

第九十二条の二第一項中「第五十三条の二」を「第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第百五十四条又は第百六十六条」に改め、同条第二項中「軽減」を「軽減し」に改める。

第九十四条を次のように改める。
第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第一項第一号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第四十七条第一項第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第四十七条第一項第三号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第四十七条第一項第四号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十四条の二中「ものはを」を「者は」に改め、同条第一号中「ものを」を「者に」改め、同条第二号から第四号までを削り、同条第五号中「第五十三条の二」を「第六十二条に改め、」において「の下に」読み替えて」を加え、同条第十二号とする。

第九十五条第一項第二号中「第九十条」を「第九十条第一号、第二号若しくは第三号（第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令（第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十条第三号（第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令（第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合を除く。）三億円以下の罰金刑

第九十五条第二項第二号中「第九十条」を「第九十条第一号、第二号若しくは第三号（第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令（第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合を除く。）三億円以下の罰金刑

に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）に、「限る。」又は「を」を「限る。」に、「若しくは第十一号」を「又は第九十四条」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十条第三号（第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令（第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合を除く。）三億円以下の罰金刑

第九十五条の三第一項中「構成事業者が他の」を削り、「ものを」を「役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者」に、「その事業者」を「当該事業者」に改める。

第九十七条中「第四十八条第四項、第五十三号の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の審決」を「排除措置命令」に改める。

第九十八条中「第六十七条第一項」を「第七十条の十三第一項」に改める。

第十章を第十一章とし、第九章の二を第十章とする。

第一百一条から第一百五条までを附則第一条から第五号までとし、第百六条を削り、第百七条から第百十号までを附則第六号から第九号までとする。

第百十号の二中「第百三条第三項」を「附則第三条第三項」に改め、「これを」を削り、同条を附則第十号とする。

第百十一号中「左の」を「次の」に、「一」を「いづれかに」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「第百九条」を「附則第八条」に改め、同条第二号中「第百四条、第百五条、第百七条、第百八条又は第百十号」を「附則第四条から第七号まで又は第九号」に、「基く」を「基づく」に改め、同条を附則第十一号とする。

第百十二条中「第百十号の二」を「附則第十号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を附則第十二号とする。

第百十三条を削り、第百十四条を附則第十三号とする。

本則に次の一章を加える。

第十二章 犯則事件の調査等

第一百一条 公正取引委員会の職員（公正取引委員会の指定を受けた者に限る。以下この章において「委員会職員」という。）は、犯則事件（第八十九号から第九十一条までの罪に係る事件をいう。以下この章において同じ。）を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下この項において「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することができる。

委員会職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二百二条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索又は差押えをすることができる。

前項の場合において急速を要するときは、委員会職員は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

委員会職員は、第一項又は前項の許可状(以下この章において「許可状」という。)を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

委員会職員は、許可状を他の委員会職員に交

付して、臨検、搜索又は差押えをさせることができる。

第二百三条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

委員会職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

委員会職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

第二百四条 臨検、搜索又は差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

日没前に開始した臨検、搜索又は差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

第二百五条 臨検、搜索又は差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

第二百六条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二百七条 委員会職員は、臨検、搜索又は差押えをする必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

前項の処分は、領置物件又は差押物件についても、することができる。

第二百八条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをする間、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

第二百九条 委員会職員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、搜索又は差押えをするときは、その所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で

成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

女子の身体について搜索するときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

第二百十条 委員会職員は、臨検、搜索又は差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

第二百十一条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをしたときは、その処分を行つた年月日及びその結果を記載した調書を作成し、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第二百十二条 委員会職員は、領置又は差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件若しくは差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

第二百十三条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他委員会職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

第二百十四条 公正取引委員会は、領置物件又は差

押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならぬ。

公正取引委員会は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

第百十五条 委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を公正取引委員会に報告しなければならない。

第百十六条 公正取引委員会は、犯則事件の調査の結果、第七十四条第一項の規定により告発した場合において、領置物件又は差押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに引き継がなければならない。

前項の領置物件又は差押物件が第百十三条の規定による保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。

前二項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法

の規定によつて押収されたものとみなす。

第百十七条 この章の規定に基づいて公正取引委員会又は委員会職員がする処分及び行政指導については、行政手続法第二章から第四章までの規定は、適用しない。

第百十八条 この章の規定に基づいて公正取引委員会又は委員会職員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(「第四章の二 価格の同調的引上げ」を削る部分に限る。)、第四章の二を削る改正規定、第四十四条第一項後段を削る改正規定、第八十四条の二第二項の改正規定及び第九十一条の二第二十一号を削り、同条第十二号を同条第十一号とする改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 第七十九条を削る改正規定、第七十八条を第七十九条とし、第七十七条の次に一条を加える改正規定及び第八十五条の改正規定(同条第一号に係る部分に限る。)、行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十四号)附則第一条本文の政令で定める日

(施行日前に勧告等があった場合についての経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に一の違反行為について当該違反行為をした事業者又は事業者団体若しくはその構成事業者(構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者を含む。)の全部又は一部に対し改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)第四十八条第一項若しくは第二項の規定による勧告、旧法第四十八条の二第四項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会の付与又は旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があった場合における当該違反行為を排除するために必要な措置を命ずる手続、課徴金の額の計算並びにその納付を命ずる要件及び手続、審判手続(速記者の立会いその他の公正取引委員会規則で定める事項に係るものを除く。)、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類するものとして公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

(既往の違反行為に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際旧法第四十八条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達が行われることなくその行為がなくなつた日から一年を経過している違反行為については、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)第七条第二項(新法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、新法第七条第二項に規定する措置を命ずることができない。

(課徴金に関する経過措置)

第四条 新法第七条の二第二項(新法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)又は第二項に規定する違反行為(旧法第七条の二第二項(旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。))に規定するものを除く。)であつて施行日前に既になくなつていないものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

2 新法第七条の二第二項(新法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)又は第二項に規定する違反行為(旧法第七条の二第二項(旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。))に規定するものに限る。)であつて施行日前に既になくなつていないものについて新法第五十条第六項において読み替えて準用する新法第四十九条第五項の規定による通知をする場合における課徴金の額の計算(新法第七条の二第八項及び第九項の規定による減額を除く。)については、なお従前の例による。この場合に

おける新法第七条の二第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「百万円」とあるのは、「五十万円」とする。

第五条 前条第一項に規定する違反行為について新法第五十条第六項において読み替えて準用する新法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

2 前条第二項に規定する違反行為について新法第五十条第六項において読み替えて準用する新法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについては、課徴金の額の計算(売上額に乘ずる率に限る。)については、なお従前の例による。

3 前項の場合における新法第七条の二第一項(新法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項本文中「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間(当該期間」とあるのは、「施行日の前日までの期間と施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間」とを合算した期間(当該合算した期間」とする。

4 第二項の場合における新法第七条の二第十四

項本文及び第五十一条第一項本文の規定の適用については、これらの規定中「その額」とあるのは「その額中当該違反行為のうち施行日以後に係るものに対応する部分の金額」と、「控除した額」とあるのは「控除した額(当該対応する部分の金額が当該罰金額の二分の一を下回る場合には、零円」と当該違反行為のうち施行日前に係るものに対応する部分の金額との合計額」とする。

5 第二項の場合における新法第七条の二第十四項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第一項、第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第五条第四項の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する合計額」とする。

6 第二項の場合における新法第五十一条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「当該納付命令に係る課徴金の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該変更後の額」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第五条第四項の規定により読み替えて適用

されるこの項本文に規定する合計額」とする。
(審決及び納付命令に関する経過措置)

第六条 新法第七条の二第二項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、同条第一項又は第二項に規定する違反行為に係る事件について新法第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は新法第二百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について新法第五十条第六項において読み替えて準用する新法第四十九条第五項の規定による通知を受けた日からさかのぼり十年以内)に、旧法第七条の二第一項の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令についての審判手続の開始を請求することなく旧法第四十八条の二第五項に規定する期間を経過している場合に限る。)又は旧法第五十四条の二第一項の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))は、当該命令又は審決を新法第七条

て、当該審決を受けた者に対して施行日以後に損害賠償の請求がされるときは、当該審決を新法の規定により確定した排除措置命令とみなして、新法第二十六条の規定を適用する。

2 前項に規定する審決がされず、旧法第五十四条の二第二項の規定による審決(旧法第八条第一項第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。)が確定した場合において、当該審決を受けた者に対して施行日以後に損害賠償の請求がされるときは、当該審決を新法の規定により確定した納付命令とみなして、新法第二十六条の規定を適用する。

3 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による審決(旧法第八条の四第一項に規定する措置を命ずるものを除く。)が確定した場合において、当該審決を受けた者が施行日以後においてこれに従わないときは、当該審決を新法の規定により確定した排除措置命令とみなして、新法第九十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号及び第三号(新法第九十条第三号に係る部分に限る。))並びに第九十条第三号に定める部分に限る。))並びに第三項、第九十五条の二並びに第九十五条の三の規定を適用する。

第八条 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定に

よる審決(旧法第八条の四第一項に規定する措置を命ずるものを除く。)を受けた者が施行日以後においてこれに違反しているときは、当該審決を新法の規定による排除措置命令とみなして、新法第九十七条の規定を適用する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第九条 前三条に規定するもののほか、旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公正取引委員会規則で定めるところにより、新法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(東京高等裁判所の専属管轄事件の見直しに伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に東京高等裁判所に係属している旧法第八十九条から第九十一条までの罪に係る訴訟の第一審の裁判権については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後二年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等

を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(水産業協同組合法の一部改正)

第十四条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十二条」を「第百三十四条」に改める。

第九十五条の二の見出し中「審決」を「排除措置命令」に改め、同条中「審決」を「確定した排除措置命令」に改める。

第九十五条の四を次のように改める。

第九十五条の四 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで、第五十二条、第五十五条第一項及び第三項から第五項まで、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条第一項、第六十条から第六十四条まで、第六十六条、第六十八条、第六十九條第一項及び第二項、第七十条、第七十条の二第二項から第三項まで、第七十条の三から第七十条の五まで、第七十条の八、第七十条の十二第二項、第七十条の十五から第七十条の十七まで、第七十条の十九から第七十条の二十二まで、第七十五条から第八十二条ま

で並びに第八十八条の規定を準用する。

第百三十二条を次のように改める。

第百三十二条 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第百五十四条又は第百六十六条の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第百三十二条の次に次の二条を加える。

第百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第一号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 二 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、

鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第三号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第四号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

二 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第百五十四条又は第百六十六条の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 施行日前に前条の規定による改正前の水産業協同組合法第九十五条の四において準用する旧法第四十八条第一項の規定による勧告又は旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があつた場合における排除措

置の処理の手續(速記者の立会いその他の公正取引委員会規則で定める事項に係るものを除く。)については、なお従前の例による。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十六条 中小企業等協同組合法昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十六條」を「第百十八條」に改める。

第十九条第一項第四号中「審決」を「確定した排除措置命令」に改める。

第百八条を次のように改める。

第百八条 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで(公正取引委員会の権限)、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで、第五十二条、第五十五条第一項及び第三項から第五項まで、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条第一項、第六十条から第六十四条まで、第六十六条、第六十八条、第六十九条第一項及び第二項、第七十条、第七十条の二第一項から第三項まで、第七十条の三から第七十条の五まで、第七十条の八、第七十条の十二第二項、第七十条の十五から第七十条の十七まで、第七十条の十九から第七十条の二十二まで(事実の報告、事件の調査、排除措置命令、審判、審決その他事件処理の手續)、第七十五条、第七十六条(雜則)、第七十七条から第八十二条ま

で並びに第八十八条(訴訟)の規定を準用する。

第百十六條を次のように改める。

第百十六條 第百八条において準用する私的独占禁止法第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第百五十四條又は第百六十六條の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、審判手續終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第百十六條の次に次の二條を加える。

第百十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七條第一項第一号若しくは第二項又は第五十六條第一項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七條第一項第二号若しくは第二項又は第五十六條第一項の規定による鑑定人

に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七條第一項第三号若しくは第二項又は第五十六條第一項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七條第一項第四号若しくは第二項又は第五十六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

二 第百八条において準用する私的独占禁止法第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第百五十四條又は第百六十六條の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 施行日前に前条の規定による改正前の中小企業等協同組合法第百八条において準用する旧法第四十八條第一項の規定による勧告又は

旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があつた場合における排除措置の処理の手續(速記者の立会いその他の公正取引委員会規則で定める事項に係るものを除く。)については、なお従前の例による。

(輸出入取引法の一部改正)

第十八條 輸出入取引法昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第三項中「勧告し、又は審判手續を開始しよう」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十九條第五項の規定による通知をしよう」に改める。

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正)

第十九條 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第八條中「第四十八條、第四十九條、第五十三條の三及び第五十四條」を「第二十條」に改める。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第二十條 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「第四十八條、第四十九條、第五十三條の三及び第五十四條」を「第二十條」に、「勧告、審判手續の開始、審決等」を「排除措置命令」に改める。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正) 第二十一条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。 第四条第二項中「第七条」を「第二項」に改める。 第六条第一項中「命令」の下に「(以下「排除命令」という。)」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。	保するために必要な措置」とあるのは「その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項」と、同条第二項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、同条第六項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、「六十日」とあるのは「三十日」と、同法第七十条の十五中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、同法第七十条の二十一中「第三章」とあるのは「第三章(第十三条第一項及び第三節を除く。)」とする。	九条の四第一項を「第九条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条を第十六条とし、同条の次に次の二条を加える。 第十七条 第六条第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第百五十四条又は第百六十六条の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者は、二十万円以下の罰金に処する。 第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十五条又は第十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。	第十一条第二項中「第八条第一項の規定による請求又は」を削り、同条を第十三条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。 (罰則) 第十四条 第六条第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第百五十四条又は第百六十六条の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。
2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条の二、第二十条、第二十五条、第二十六条及び第八章第二節(第四十六条、第四十九条第三項から第五項まで、第五十条、第五十一条、第五十三条、第五十五条第二項、第五項及び第六項、第五十九条第二項、第六十五条、第六十七条、第六十九条第三項、第七十条の二第四項、第七十条の九から第七十条の十一まで並びに第七十条の十二第一項を除く。)の規定の適用については、前項に規定する違反行為は同法第十九条の規定に違反する行為(事業者団体が事業者に当該行為に該当する行為をさせるようにする場合にあつては、同法第八条第一項第五号の不正な取引方法に該当する行為)と、排除命令は排除措置命令とみなす。この場合において、同法第四十九条第一項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、「違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確	3 排除命令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号、第二項第二号及び第三項、第九十五条の二並びに第九十五条の三(それぞれ同法第九十条第三号に係る部分に限る。)並びに第九十七条の規定の適用については、排除措置命令とみなす。 第七条から第九条までを削り、第九条の二を第七条とする。 第九条の三第一項中「行なつた」を「行つた」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第八条とする。 第九条の四第一項中「第九条の二」を「第七条」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第九条とする。 第十二条の見出しを削り、同条第一項中「第	2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、第十五条又は第十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する。	2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を軽減し、又は免除することができ。 第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 一 第六条第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第一号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第六条第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七條第一項第二号若しくは第二項又は第五十六條第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第六条第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七條第一項第三号若しくは第二項又は第五十六條第一項の規定による物件の所有者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第六条第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七條第一項第四号若しくは第二項又は第五十六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十条第五項中「第四十八條、第四十九條、第六十七條第一項及び第七十三條」を「第七條第一項及び第二項(第八條の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)、第八條の二第一項及び第三項、第二十条第一項、第七十條の十三第一項並びに第七十四條」に改め、同条を第十二條とする。

第九条の六第一項中「第九条の二から第九条の四まで」を「第七條から第九條まで」に改め、同条を第十一條とし、第九條の五を第十條とする。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 施行日前に前条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法第六條第一項に規定する違反行為について行政手続法(平成五年法律第八十八號)第三十條の規定による通知又は前条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法第七條第一項の規定により適用される旧法第五十條第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があつた場合においては、当該違反行為に係る排除命令の手続及び審判手続に関しては、前条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三條 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八號)の一部を次のように改正する。

附則第五十二條のうち、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五條の二第六項の改正規定中「及び第五項」を「から第六項まで」に、「及び第六項」を「から第七項まで」に、「同条第四項」を「前条第四項及び第六項」に、「同条第五項」を「前条第五項及び第七項」に改め、同法第十六條第五項の改正規定中「及

び第五項」を「から第六項まで」に、「及び第六項」を「から第七項まで」に、「同条第四項」を「第十五條第四項及び第六項」に、「同条第五項」を「第十五條第五項及び第七項」に改める。

附則第五十二條のうち私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十七條の二第一項の改正規定並びに同法第四十八條第一項及び第五十四條第一項の改正規定を削る。

附則第五十二條のうち私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十二條第一項の改正規定中「第六十二條第一項」を「第七十條の六第一項」に改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第二十四條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三號)の一部を次のように改正する。

第四條第八項中「勧告し、又は審判開始決定書の謄本を發した」を「同法第四十九條第五項の規定による通知をした」に改める。

理 由

公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、不当な取引制限等に対する課徴金の額の引上げ、課徴金の減免制度の創設、審判手続等の見直し、犯則調査権限の導入等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百六十一回国会閣法第一九號)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、市場原理・自己責任原則に立脚した、公正かつ自由な経済社会の実現に資するため、競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、違反行為の抑止のための課徴金制度の見直し及び減免制度の導入、迅速性・効率性の向上及び適正手続の保障のための公正取引委員会による審判手続の見直し、刑事告発のための犯則調査権限の導入等を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 課徴金制度の見直し

課徴金算定率を一定率引き上げるとともに、違反行為を早期にやめた場合の軽減措置及び繰り返し違反行為を行った場合の加算措置を設けるほか、課徴金適用の対象となる行為の見直しを行うこと。また、課徴金と罰金刑が併科される場合に、課徴金額の調整を行うこと。

2 課徴金減免制度の導入

一定の要件に該当する場合に、課徴金を減免する規定を設けること。

3 審判手続等の見直し

勧告制度を廃止し、意見申述等の事前手続を設けた上で排除措置命令を行い、不服があ

れば審判を開始する制度とするほか、審判官及び審判手続に係る規定を整備すること。

4 犯則調査権限の導入

犯則事件の調査において必要がある場合に、地方裁判所等の裁判官の許可を得ることを条件として、公正取引委員会の職員に対し、強制的に臨検、搜索又は差押えを行う権限を付与すること。

5 その他

法人に対する罰則の引上げ、東京高等裁判所専属管轄制度の廃止、価格の同調的引上げに対する報告徴収規定の廃止等所要の措置を講ずること。

6 附則関係

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定すること。併せて、法律の施行後二年以内に、課徴金制度の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、違反行為の抑止及び適正手続の保障等のための措置として妥当なものと認めるが、附則第五条第五項及び第六項において、この法律に係る法律番号中、「平成十六年」とされているところを「平成十七年」に、また、一部規定の

施行期日が行政事件訴訟法改正法の施行日とされているところを、同日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日に、それぞれ修正する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、日本共産党の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十七年三月十一日

経済産業委員長 河上 覃雄

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(第四章の二 価格の同調的引上げ)を削る部分に限る。、第四章の二を削る改正規定、第四十四条第一項後段を削る改正規定、第八十四条の二第二項の改正規定及び第九十一条の二第二十一号を削り、同条第十二号を同条第十一号とする改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 第七十九条を削る改正規定、第七十八条を第七十九条とし、第七十七条の次に一条を加える改正規定及び第八十五条の改正規定(同条第一号に係る部分に限る。)、行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十四号)附則第一条本文の政令で定める日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日

第五条 前条第一項に規定する違反行為については新法第五十条第六項において読み替えて準用する新法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

2 前条第二項に規定する違反行為については新法第五十条第六項において読み替えて準用する新法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについては、課徴金の額の計算(売上額に乗ずる率に限る。)については、なお従前の例による。

3 前項の場合における新法第七条の二第二項(新法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項本文中「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間(当該期間」とあるのは、「施行日の前日までの期間」と施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間とを合算した期間(当該合算した期間」とする。

4 第二項の場合における新法第七条の二第十四項本文及び第五十一条第一項本文の規定の適用については、これらの規定中「その額」とあるのは「その額中当該違反行為のうち施行日以後に係るものに対応する部分の金額」と、「控除した額」とあるのは「控除した額(当該対応する部分の金額が当該罰金額の二分の一を下回る場合には、零円)」と当該違反行為のうち施行日前に係るものに対応する部分の金額との合計額」とする。

5 第二項の場合における新法第七条の二第十四項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第一項、第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第七号)附則第五条第四項の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する合計額」とする。

6 第二項の場合における新法第五十一条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「当該納付命令に係る課徴金の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないと

き、又は当該変更後の額」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号) 附則第五条第四項の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する合計額」とする。

〔別紙〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 課徴金減免制度の運用にあたり、悪用防止に万全を期するとともに、違反行為の申告の順序の決定方法等について、明確かつ具体的な基準を適切な形で策定し、早期に公表すること。

二 本改正の施行後二年以内に所要の措置を講ずるため行われる検討に際しては、委員の構成を含め広く国民各層の意見が適切に反映されるよう十分配慮するとともに、詳細な議事録の公表を原則とする等その透明性の確保に努めること。

三 独占禁止法の措置体系の望ましい在り方について、実効性の確保や国際的調和等の観点を十分に踏まえつつ、議論が尽くされるよう努めるとともに、特に中小企業等に不当な不利益を与える不当販売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対する措置に関しては、課徴金適用の対象とすることも含めてその方策を早急かつ

前向きに検討すること。

四 不公正な取引方法については、公正取引委員会において厳正に対処するとともに、不公正な取引方法の差止請求について、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずることができ方策について早急に検討すること。

五 犯則調査権限を適正に行使して、悪質な違反行為に対する刑事告発を積極的に行うとともに、公正取引委員会事務局において人員や情報との遮断等の措置を講じ、犯則調査部門と行政調査部門との明確な分離を図ること。

六 独占禁止法違反行為について、審判で争う事例の増加が予想されることにかんがみ、個別の事件についての審判手続においても、迅速性や効率性への配慮と適正手続の保障との両立に遺漏なきを期するとともに、審判官の中立性や公正性を十分に確保すること。なお、法律上明確な規定のない警告に関しては、その運用に慎重を期すること。

七 価格の同調的引上げに関して、消費者の利益となる懸念が存することにかんがみ、引き続き適切に対処するように努めること。

八 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律に則った積極的な対応を引き続き進めると。併せて、入札談合等関与行為の一方当事者たる官公庁等においては、職員に対して談合への関与が不正行為であるとの認識を持たせるよう努めるとともに、職員の不正行為に対して厳

格な制裁を科する等、具体的な対策を講ずること。

九 地方公共団体等における入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けた自主的な取組みを促進するとともに、公共調達制度の望ましい在り方について、全般的な検討を進めること。

十 公正取引委員会による立入検査等の事実のみをもつて、地方公共団体等が当該事業者の指名回避を行う事例が見られるところ、このような事実上の制裁は、公共調達における公正な競争の確保の観点からも好ましいものではなく、早急に改善策が講じられるよう働きかけること。

十一 本改正による課徴金制度の整備強化、審判手続の変更等の円滑な実施に資するため、事業者及び国民に法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、いわゆる法令遵守管理体制の構築の重要性に対する事業者の認識を高めるよう努めること。

十二 経済の国際化に伴い、我が国の市場に影響を及ぼす国際カルテルや反競争的な企業結合等に対応するため、競争分野における二国間協力協定の締結を進めるとともに、多国間での協定締結に向けて我が国が主導的な役割を果たすこと。

十三 公正取引委員会の委員長及び委員にあつては、その職務に関する活動内容について、国民から十分な理解が得られるよう説明責任を果たすこと。

また、公正取引委員会事務局の一層の整備、強化を図りつつ、法曹資格者や経済学の分野において高度な専門知識を有する者等の登用を積極的に進めること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
二二〇円	二二〇円
(二二〇円)	